

鳥取市都市計画マスタープラン



平成29年3月
鳥取市

はじめに

鳥取市都市計画マスタープランは、今後、急激な人口減少・高齢化が進展する中でも利便性の高い市民生活の持続的確保や安心して住み続けられる地域づくりを実現するため、都市構造や土地利用、都市施設の配置方針等の理念や方向性を示すものであり、本市のまちづくりの根幹を構成する重要な計画の一つです。

鳥取市都市計画マスタープランが策定された平成 18 年以降、急速な人口減少・高齢化の進展、電気・電子産業の縮小による産業構造の変化、平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行、平成 31 年度に鳥取駅周辺に新築移転する新庁舎整備、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

とりわけ、本市の市民生活や経済活動の重要な基盤である高速道路ネットワークは、平成 24 年度の鳥取自動車道全線開通、山陰道(鳥取西道路)の平成 30 年内の全線供用、山陰近畿自動車道と山陰道を結ぶ(仮称)南北線の具体的調査開始など、近年、急速な進展が図られています。

これらの社会情勢への対応や本市が抱える様々な課題の解消を着実に進めていくために、概ね 30 年後の本市の都市像を見据えつつ、このたび都市計画マスタープランの改定を行ったところです。

都市計画マスタープランでは、本市の市民サービスの拠点として中心市街地を「中心拠点」、各総合支所周辺等を「地域生活拠点」と定義したうえで、各拠点やその他の集落地を利便性の高い公共交通ネットワークでつなぐ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を将来像としています。

また、高速道路ネットワークの進展を見据えた土地利用方針のほか、公共交通ネットワークの充実強化、各拠点への居住の促進・都市機能の確保、全市域での地域コミュニティの維持等による「安心して住み続けられる地域づくり」を新たな視点として示したところです。

今後は、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けた各種施策を計画的に進め、誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現と、因幡・但馬圏域をリードする中核市としての持続的な発展を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係各位に心から御礼を申し上げます。



平成 29 年 3 月

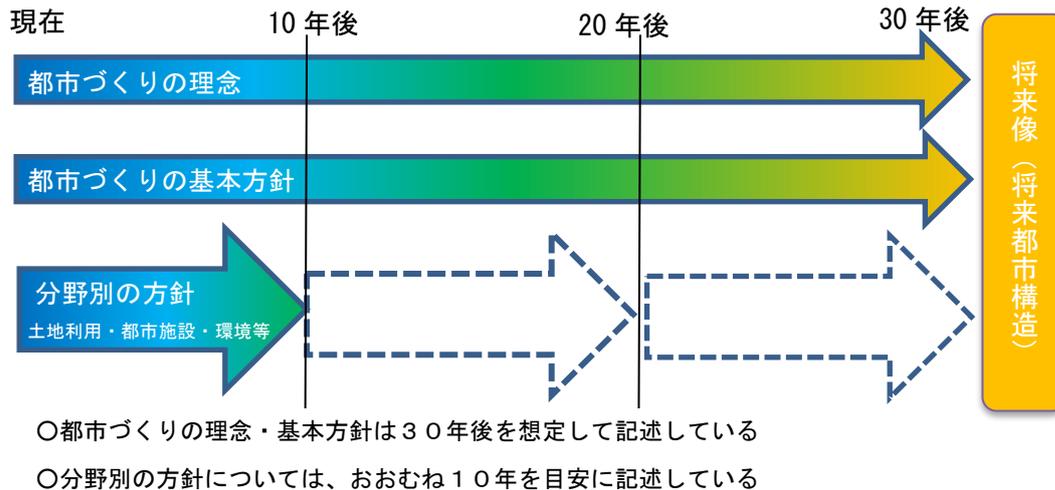
鳥取市長 深澤 義彦

— 目 次 —

1 策定の目的	1
2 計画の役割と位置づけ	1
3 目標年次	3
4 対象地域	3
5 都市づくりの理念・将来像・基本方針.....	4
(1) 地域の位置づけ・役割	4
(2) 現状と課題	5
(3) 将来の人口の見通し	9
(4) 都市づくりの理念と将来像	10
(5) 都市づくりの基本方針	12
(6) 拠点と都市軸.....	13
(7) 将来都市構造図.....	15
6 分野別の方針	16
(1) 土地利用の方針	16
(2) 各拠点の整備方針	24
(3) 都市施設の整備方針	30
(4) 都市環境形成の方針	40
(5) 都市景観形成の方針	41
(6) 都市防災の方針	43
(7) 福祉のまちづくり方針	44
7 全体マスタープラン	45
用語集	46

1 策定の目的

都市計画法に基づき策定する「鳥取市都市計画マスタープラン」は、おおむね30年後の本市の都市計画上の将来像（都市のすがた）の実現に向けた都市づくりの総合的な指針として定めるものであり、人口減少・超高齢社会においても、健康で文化的な市民生活の確保や機能的な都市構造の維持を目指すため、土地利用の基本方針や都市施設（道路、公園など）の配置方針などを示すものです。



2 計画の役割と位置づけ

（1）役割

①具体的な都市の将来ビジョンを示します

住民の意見を反映させながら本市の将来像を確立し、現状と課題に対応した整備方針などを定めます。

②個別のまちづくり事業の相互調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境などの個別のまちづくり事業について、相互の整合性を図ります。

③個別の都市計画の決定・変更の指針となります

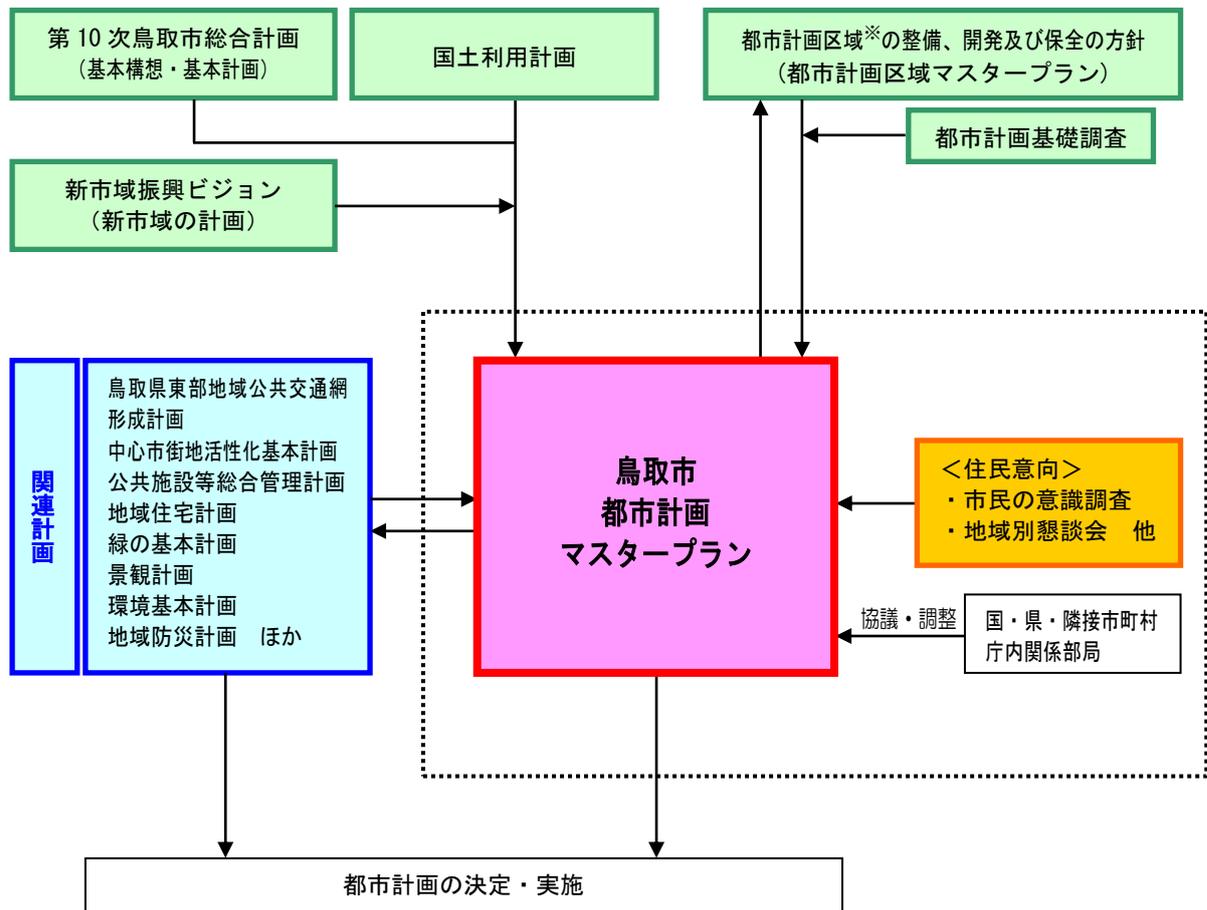
都市計画マスタープランは、それ自体には拘束力はありませんが、個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割をもちます。

④市民によるまちづくり活動の方向を示します

住民の都市計画に対する理解の向上、まちづくりへの主体的な取り組みの参加を促すなど“まちづくり活動などの方向”を示します。

(2) 位置づけ

「鳥取市都市計画マスタープラン」は、「第10次鳥取市総合計画」などの上位計画に即して定めるもので、上位計画の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

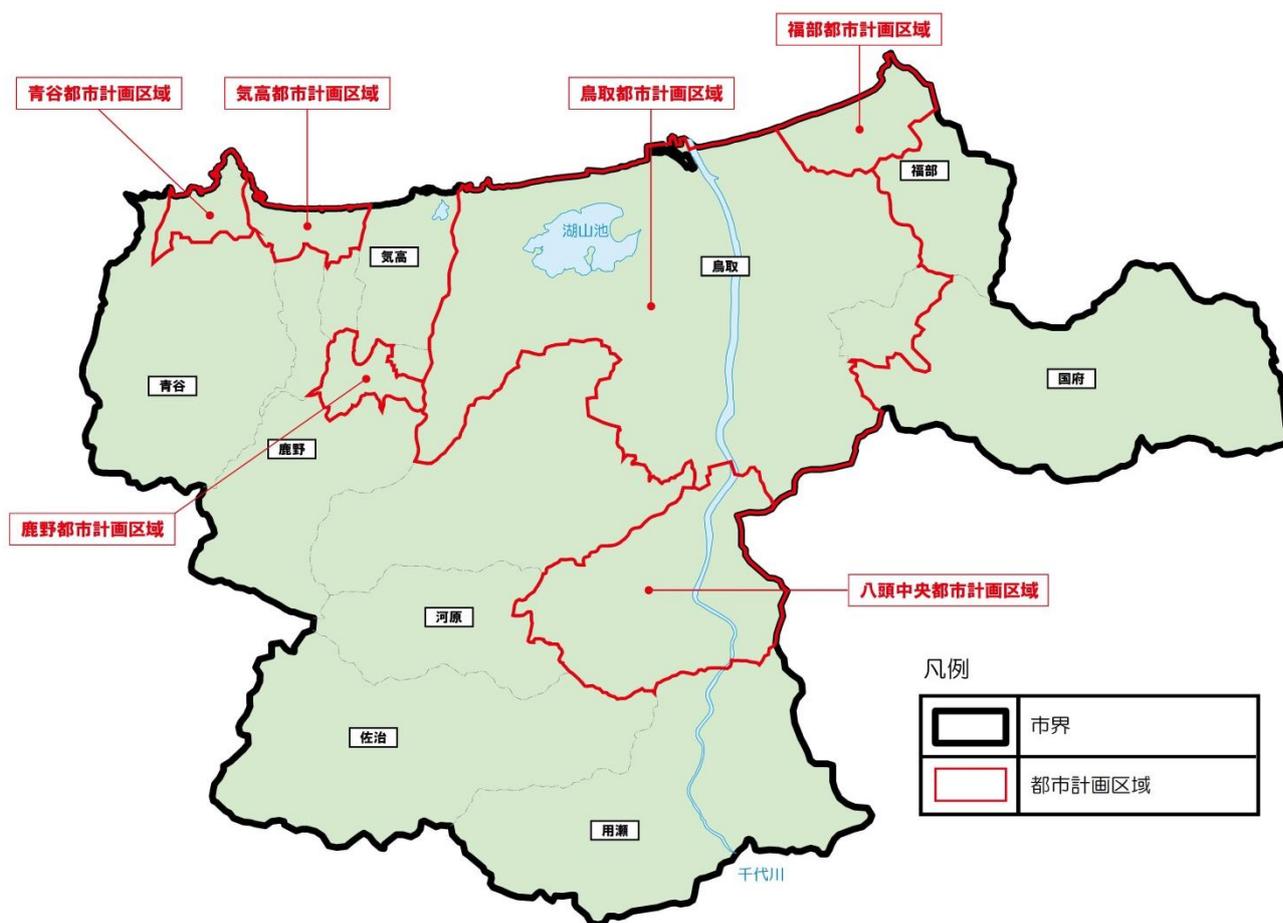


3 目標年次

本計画の目標年次は、「2040年」とします。

4 対象地域

都市計画マスタープランの対象地域は、「都市計画区域※」が基本となりますが、市全域の都市構造を検討したうえで、適切な土地利用や都市機能の配置を考える必要があるため、「市全域」を対象として本計画を策定します。



5 都市づくりの理念・将来像・基本方針

- (1) 地域の位置づけ・役割
- (2) 現状と課題
- (3) 将来の人口の見通し
- (4) 都市づくりの理念と将来像
- (5) 都市づくりの基本方針
- (6) 将来の人口の見通し

(1) 地域の位置づけ・役割

本市は、白兔海岸・鳥取砂丘・温泉（鳥取・吉岡・浜村・鹿野）・久松山や中国山地の山並み・湖山池・千代川などの「豊かな自然」、二十世紀梨・松葉ガニ・らっきょうなどの「我が国を代表する味覚」、麒麟獅子・傘おどり・因幡の白兔の神話・因州和紙・佐治谷ばなし・貝がら節・流しびななどの「優れた伝統文化」、鳥取城跡・因幡国庁跡・青谷上寺地遺跡などの「歴史資源」、また「美しい田園」と特色ある農林水産資源を有する、山陰地方屈指の観光レクリエーション地域です。

また、古くから行政・文化の中心地として栄え、落ち着いた格式高い気質の土地柄をもつ、山陰地方の中心都市です。県都として陸・海・空の交通の結節点であり、主要な公共機能が集積し、特に市街地周辺部への電気機械製造業、食品加工産業、医薬品製造産業の立地や、郊外型商業施設の集積が、鳥取の地域経済の重要な牽引役となっています。



鳥取市の市街地

(2) 現状と課題

都市計画基礎調査などによる現況把握や、市民の意識調査（アンケート）の結果などを踏まえると、現状と課題は以下の通りに整理されます。

現状と課題	
1) 人口	<p>①雇用の場の確保や若者の定住促進による人口維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の人口は平成 17 年をピークに減少に転じていますが、自然減少のみならず、人口転出による社会減少も見られます。今後は、雇用の場の確保や保育施設の充実など、若者の定住を促進し、人口を維持していくことが求められています。 <p>②高齢化の進展に対応した高齢者サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では少子高齢化が進展し、高齢者の独り暮らし世帯も年々増加しています。今後も高齢化はますます進展することが予想されており、こうした人口構造下に対応した高齢者サービスの提供が求められています。 <p>③人口動態を踏まえた公共施設の計画的な更新や機能集約、効率的な維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では人口動態を踏まえた公共サービスのあり方を検討したうえで、公共施設の計画的な更新や機能集約、効率的な維持管理を進めることが求められています。 
2) 土地利用・市街地整備	<p>①中心拠点や地域生活拠点における都市機能の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市における平成 7 年～平成 22 年にかけての人口変動を見ると、中心市街地などでの人口減少が見られる一方で、市街地外縁部の人口が増加し、低密度化が進展しています。こうした拡散型の都市構造が、公共サービスの低下や、車を利用できない高齢者などの生活利便性の低下などをもたらすことが懸念されます。今後は、中心拠点（中心市街地）や総合支所周辺などの地域生活拠点に医療・福祉、商業、行政サービスなどの都市機能の集約化を目指す必要があります。 <p>②低未利用地[※]の有効活用との再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の市街地では宅地化率が高く、残存する低未利用地[※]は少ないものの、定住促進のための住環境形成や、公共交通網沿線への居住促進など、一定規模の宅地化の需要が見込まれています。今後は、市街地内に残る低未利用地[※]を有効活用した計画的な宅地化の促進を検討していく必要があります。 一方で、本市の中心拠点における空き地や駐車場などの低未利用地[※]は増加傾向にあり、中心拠点の空洞化が進んでいます。賑わいのある中心拠点へ再生するために、低未利用地[※]を有効活用していくことが求められています。 <p>③住宅・商業・工業の混在地域における秩序ある土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取駅南部や八千代橋西側の準工業地など、一部の既存用途地域[※]内では、住宅・商業・工業の用途の混在が見られます。そのため、既存用途地域[※]の部分的な見直しなどにより、秩序ある土地利用への規制誘導を検討する必要があります。 <p>④その他の集落地における良好な生活環境の保全と生活サービス機能[※]の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点や地域生活拠点以外のその他の集落地では、良好な生活環境が形成されている一方で、人口減少などにより、生活交通など生活サービス機能[※]が低下している地域も見られます。今後は良好な生活環境を維持しつつ、生活サービス機能[※]を持続的に維持することが求められています。 <p>⑤農山村地の豊富な自然環境の保全と生活の場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域[※]や都市計画区域[※]外などに広がる豊富な自然環境については、今後も継続的な保全を行うとともに、農山村地における農林業の生産活動や生活の場として充実することが求められています。

現状と課題	
3) 産業	<p>①農林水産業の安定化と担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業は、就業者の高齢化などによる担い手不足や、農産物・水産物・木材などの輸入増加による競争力低下といった問題に直面しており、担い手の育成とともに不安定な経営環境の改善が求められています。 <p>②高速道路ネットワークの利便性を活かした産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、鳥取自動車道などの高速道路ネットワークの進展や、企業におけるリスク分散などを背景に、成長産業を主とする企業が本市に進出しています。そのため、関西圏・山陽圏・中京圏からの企業誘致を積極的に進めて行くうえで、企業立地を促進する新たな工業団地の検討が必要です。 <p>③中心市街地や各地域の商店街における商業機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や各地域の商店街は、郊外型商業施設の開店などの影響により、空き店舗が増加しています。今後は、少子高齢化が一層進行する中で、高齢者などが自家用車に過度に頼ることなく、歩いて暮らしていけるよう、中心市街地や各地域の商店街における商業機能の充実・強化を図る必要があります。 
4) 交通	<p>①効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、中心拠点（中心市街地）や総合支所周辺などの地域生活拠点に都市機能を集約し、また、その他の集落地に生活サービス機能※を充実させることを目指しています。今後、少子高齢化が進展する中で、高齢者などが自家用車に過度に頼ることなく、これらの拠点に容易にアクセスできるよう、各種の公共交通によるネットワーク形成が求められています。 <p>②地域内外の生活や観光などの各拠点間の連携を強化する道路網の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は因幡、但馬圏域の拠点都市として、周辺自治体からの就業人口の流入が多いことから、周辺自治体と鳥取市を繋ぐ道路網の整備について、圏域が連携して取り組んでいく必要があります。 市内においても、各地域から鳥取地域へ通勤・通学する人が多いことや、観光地の周遊性や滞在性を向上させるためにも、各拠点間の連携を強化する道路網の整備が必要です。 <p>③市民生活や経済活動の重要な基盤となる高速道路ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路ネットワークは、市民生活や経済活動の重要な基盤であり、山陰道・山陰近畿自動車道などの未整備区間の早期整備が望まれており、山陰道・山陰近畿自動車道の早期全線開通や鳥取自動車道の4車線化など、高速道路ネットワークの一層の充実を進めていく必要があります。 <p>④高齢者や交通弱者などに配慮した安全な歩行者空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車交通量や歩行者交通量の比較的多い市街地や、歴史・文化・景観資源などの観光地が多い地区においては、回遊を促進する連続性のある安全な歩行者空間を確保していく必要があります。 <p>⑤交通結節点※としての鳥取駅及び周辺の回遊性と滞留性を高める交通環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取駅は、広域の交通結節点※として、回遊性と滞留性のある拠点となることが求められており、鳥取駅及び周辺の交通環境の改善を図っていく必要があります。  

現状と課題	
5) 都市施設	<p>①必要な公共施設を効果的に更新していく適正規模の公共施設の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区公民館などは、複合化や多機能化などによって新たな交流を生み出す拠点の役割が求められています。 今後の人口減少や財政状況を踏まえ、公共サービスの維持や安全で安心な市民生活を考慮しつつ、必要な公共施設を効果的に更新していく適正規模の公共施設の経営が求められています。 小・中学校については、市全体として児童生徒数が減少傾向であり、適正規模、適正配置や地域の実情を踏まえたうえで校区のあり方について中長期的な視点に立った検討が求められています。  <p>②公共土木インフラ[※]の維持・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁などの公共土木インフラ[※]の老朽化も深刻な課題であり、安全安心な市民生活のためにもこれらを適切に維持・更新していくことが求められています。 <p>③上下水道施設などの計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設は順次計画的に整備が進んでいるものの、継続して未普及地域における早期整備、災害対策の実施など、安定的な下水機能の確保が求められています。 上水道、簡易水道施設は、最も重要なライフラインであり、継続して老朽管の更新や地震対策工事の推進が必要です。 <p>④長期未着手の都市計画道路[※]の必要性の再検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の都市計画道路[※]は、大部分の路線の整備が完了している一方で、(都)美萩野覚寺線などの路線は長期未着手の状態となっています。今後は、将来交通量や地域ニーズを把握しつつ、これら路線の必要性を再検討していくことが必要です。 <p>⑤快適で安全安心な生活環境確保のための河川などの浄化対策及び浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 快適で安全安心な生活環境確保のため、湖山池などにおける浄化対策や、大路川、塩見川流域などにおける浸水対策が求められています。 <p>⑥配置バランスなどを考慮した身近な公園・緑地の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の都市公園は、高質な都市空間の形成などを図るための緑化施策の推進や、防災機能をもった公園としての再整備が求められており、配置バランスなどを考慮しつつ、計画的に公園・緑地の整備や機能強化を図っていく必要があります。 
6) 住宅	<p>①老朽化した公営住宅の住民ニーズに応じた多様な公営住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、多くの公営住宅が老朽化しています。今後は、公営住宅の維持・更新を図る中で、高齢者や子育て世帯などに配慮した住環境や、移住定住希望者の生活基盤となる住宅など、住民ニーズに応じた多様な公営住宅の供給が求められています。 <p>②空き家の有効活用方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、人口減少や高齢化に伴い、空き家が増加していますが、地域振興のための用途転換など有効活用策を検討していく必要があります。
7) 都市環境	<p>①再生可能エネルギーの導入などによる環境負荷低減の取り組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、都市環境の改善や産業振興のため、環境への影響が少ないクリーンな再生可能エネルギーの普及が求められており、環境負荷低減の取り組みを強化していく必要があります。 <p>②新たな可燃物処理施設の建設への取り組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな可燃物処理施設の建設に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

現状と課題	
<p>8) 自然環境 ・ 景観</p>	<p>①公共施設や民有地における緑化の推進 ・ 学校などの公共施設や商業地、民間住宅地、幹線道路などでは、緑化の推進による緑のネットワーク形成が求められています。</p> <p>②市街地に残る貴重な緑地や歴史的景観の保全 ・ 市街地にある社寺境内地などに残る貴重な緑地や、鳥取城跡や鹿野城下町、因幡国庁跡などの歴史的景観などは、今後も適切に保全していくことが求められています。</p> <p>③農山村地の豊富な自然環境の保全と触れ合いの場として利活用 ・ 市街化調整区域[*]や都市計画区域[*]外などに広がる豊富な自然環境については、今後も継続的な保全と、自然との触れ合いの場としての利活用が求められています。</p>
<p>9) 歴史・文化・観光</p>	<p>①鳥取固有の歴史・文化資源の保全と活用による観光振興 ・ 本市には、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平をはじめ、多くの歴史・文化資源があります。これらを活用したまちづくりは、観光や地場産業の振興、交流人口の増加などが期待されることから、今後も積極的な保全と活用が求められています。</p> <p>②来訪者のニーズに合わせた周遊性や滞在性を高める観光地の形成 ・ 本市では、鳥取砂丘をはじめとする自然豊かな観光資源に恵まれていますが、近年では砂の美術館や鳥取砂丘の観光入込客数が増加する一方で、宿泊観光客数は減少または横ばいで推移しています。こうした状況から、今後は周辺都市との連携も図りながら、来訪者のニーズに合わせた周遊性や滞在性を高める観光地の形成が求められています。</p>
<p>10) 医療・福祉</p>	<p>①少子高齢化の進展に対応した医療・福祉施設の充実 ・ 今後より一層の少子高齢化の進展が見込まれている本市では、将来的に医療・福祉ニーズが増加かつ多様化することが予測されます。今後は、医療・福祉施設の維持・充実とともに、行政だけでなく、市民や各種団体が様々な医療・福祉サービスの担い手となる、連携・協働による医療・福祉のネットワークの構築が求められています。</p> <p>②子育て支援体制の充実 ・ 晩婚化や未婚率の上昇などにより、次世代を担う子供の出生が低迷しており、こうした少子化の状況が続くと、若年労働力の減少などによる地域の活力低下などが懸念されています。今後は、安心して子供を産み育てやすい環境の整備を進めるなど、子育て支援の体制を充実していく必要があります。</p> 
<p>11) 防災</p>	<p>①防災・減災に配慮した災害に強い都市施設や防災施設の充実 ・ 本市では、局所的な大雨などに伴う急激な河川の増水や氾濫、土砂災害などの自然災害の増加などが懸念されています。また、地震による大規模災害を想定する必要があります。このため、災害に強い都市施設や防災施設の充実、避難路の確保など、防災・減災に配慮した災害に強いまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>②防災意識の向上や自主防災組織の育成による市民の災害対応力の強化 ・ 日々変化する都市環境や、激甚化する災害に的確に対応するため、防災体制・消防救助体制の充実を図っていくことが必要となっています。 ・ 鳥取市総合防災マップの作成・全戸配布を実施するとともに、防災学習の促進及び情報提供の推進により、防災知識の普及、防災意識の高揚を図ることが求められています。</p> <p>③ハザード区域[*]に住む人々への対応 ・ 本市には土砂災害警戒区域など（急傾斜地の崩壊及び土石流）の危険性のある区域が各地に存在し、これらの地域には約1万人が居住していることから、区域内の安全性の確保が求められています。</p> <p>④倒壊などのおそれのある空き家への対応 ・ 本市には空き家が約2,000戸（平成25年調査）あり、このうちの約1割は倒壊または倒壊の危険がある建物となっています。今後は、これら危険建物への対応が求められています。</p>

(3) 将来の人口の見通し

本市の人口は、これまでに増加を続けてきましたが、平成17年をピークに減少に転じており、平成22年時点の国勢調査人口は197,449人となっています。

今後、全国的な少子高齢化がますます進展すると予想され、2010年を基準年とした国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計の結果をみると、30年後の2040年の鳥取市の人口は156,135人になるものと見込まれています。

こうした中で、「鳥取市人口ビジョン」においては、今後、出生率の上昇や転入増加に寄与する政策の誘導を通じて、人口の維持に努め、将来の目標人口を以下の通り設定しています。本計画においても、この考え方を踏襲し、**2040年の目標人口を166千人**とします。

目標人口	2040年：166千人 2060年：140千人
------	----------------------------

出生率の上昇や転入増加に寄与する政策の誘導を通じて、社人研推計人口より2040年に9,504人、2060年に19,079人の人口増加を生み出し、人口減少の抑制・克服をめざします。

【図表1 目標人口と推計人口の比較】

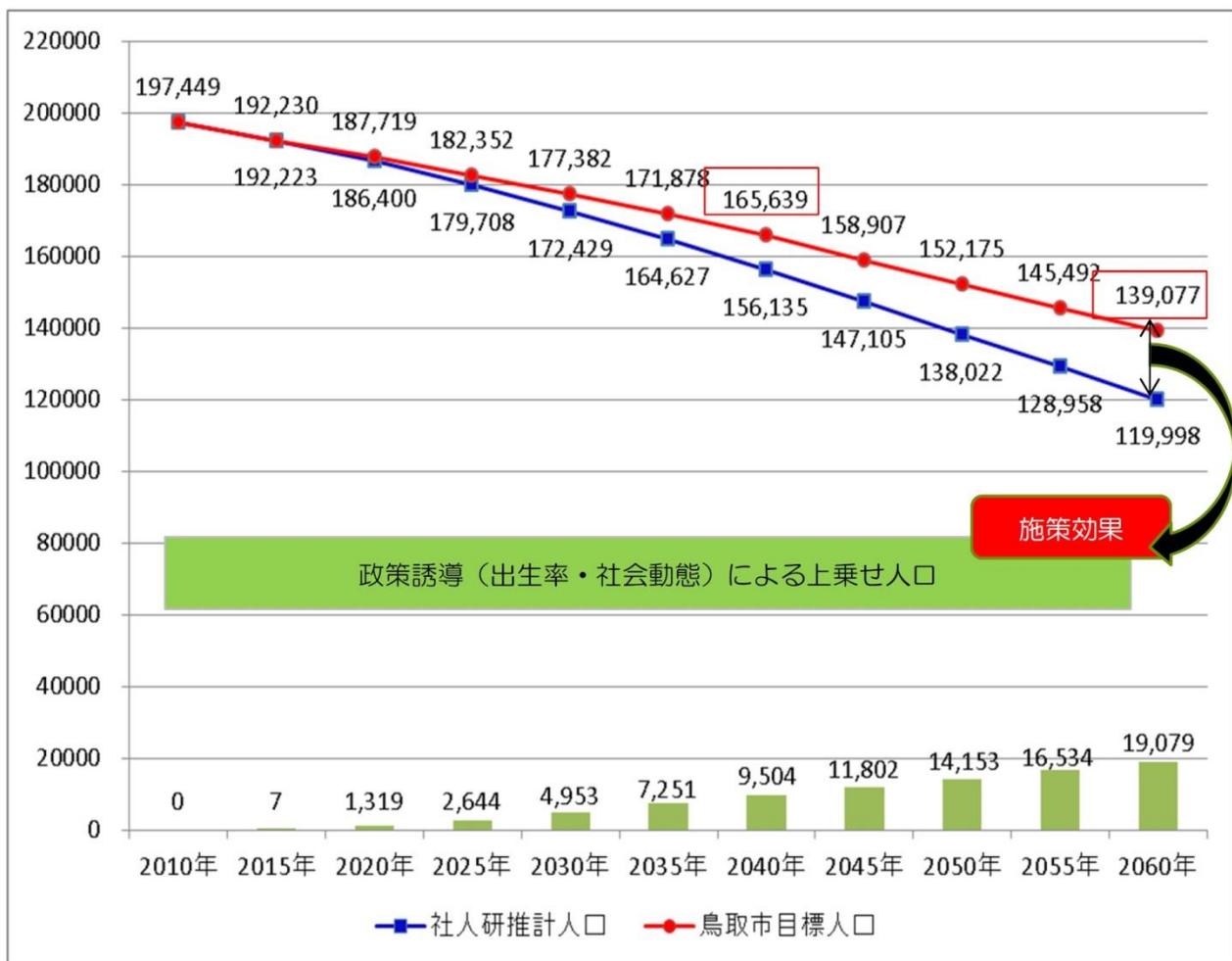


図 「鳥取市人口ビジョン」における将来目標人口

(4) 都市づくりの理念と将来像

本市では、市街地の外延化と低密度化が進展し、中心市街地などでは空き家や空き地、駐車場などの低未利用地*が増加しています。このような状況が続くと、本市の魅力や活力が低下するだけでなく、公共サービスの低下などを招くことから、都市機能や居住地がバランス良く配置されたコンパクトな市街地の形成（中心拠点・地域生活拠点の形成）が求められています。

一方、広大な田園地域は、環境や景観の象徴的なエリアでありながら、少子高齢化による農業の後継者や担い手の減少、過疎化、耕作放棄による農地の荒廃、緑地の消失と景観破壊が進みつつあり、良好な農村環境の維持が求められています。また、都市と農村との交流や、郊外の田園環境の中でのゆとりある生活などが求められています。

さらに、田園地域の地域生活拠点やその他の集落地では、それぞれの地域特性を活かした個性あるまちづくりが進められてきているものの、空洞化・過疎化が進行しつつあります。今後はそれぞれの地域の特色を活かしながら、生活サービス機能*の充実と、市街地との連携強化を図ることが求められています。

超高齢社会の進展により、2040年における75歳以上が占める割合は22.6%（2015年12.3%）となり、5人に1人以上が75歳以上の高齢者となると推計されています。また、晩婚化や未婚率の上昇による少子化も影響し、本市の総人口は現在より約20%も減少すると見込まれています。

このような状況の中、公共交通利用者は15年間で半減（平成12年487万人、平成26年236万人）しており、このまま公共交通利用者の減少が続けば、便数の減少だけでなく路線自体の維持が困難となり、自家用車を使用されない高齢者など、買い物や通院、通学などに不便を感じる方が増加することが懸念されます。

これらの課題に対応し、因幡・但馬圏域をリードする「中核市*」として賑わいと活気にあふれた住みよい都市づくりを進めるためには、市街地の利便性や効率性のより一層の向上とともに、田園地域の自然環境などの保全や活用により、都市と農村が調和したバランスある都市づくりを全市一体的に行うことが必要であることから、以下に「都市づくりの理念」と「将来像」を示します。

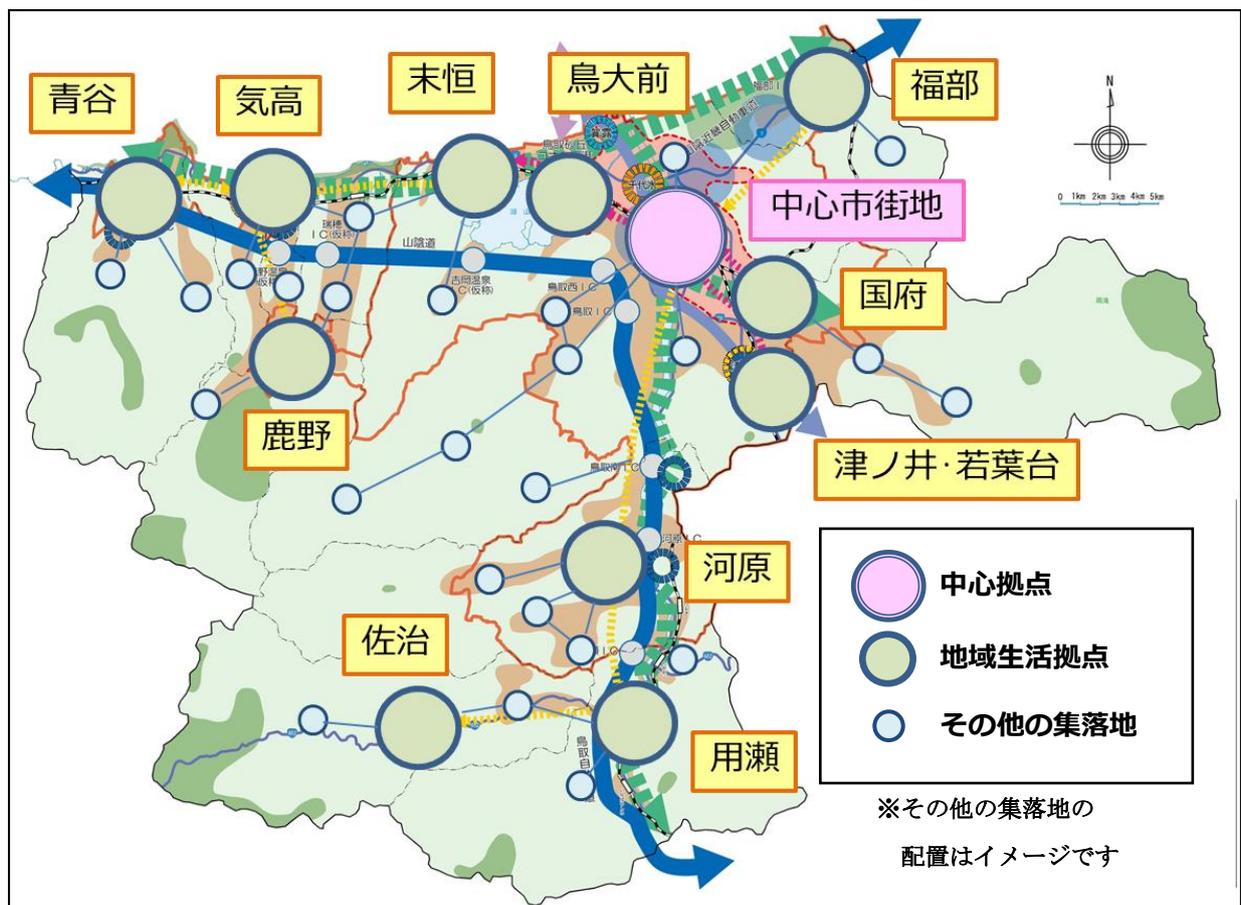
都市づくりの理念

- ①中核市*の中心エリアとしてふさわしい都市機能や居住地がバランスよくコンパクトに配置された便利で住みよい市街地の形成
- ②田園地域での良好な生活環境や営農環境の形成
- ③自然環境の積極的な保全と、レクリエーションや学習の場としての利活用
- ④全ての市民が公共交通を利用して気軽に移動できる公共交通のネットワーク化

都市づくりの将来像

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能[※]が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定め、各拠点が提供するサービスを役割分担し、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ[※]」の概念図

(5) 都市づくりの基本方針

「現状と課題」と「都市づくりの理念」から、「都市づくりの基本方針」を定め、各分野別の方針（土地利用の方針、都市施設の整備方針など）へ展開するうえでの指針とします。

都市づくりの基本方針	
<p>1. 賑わいと活気ある市街地の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者が定住し、高齢者などが楽しみながら歩いて暮らせるまちづくり ○東部圏域や市域の人が集まる多彩な都市機能による賑わいと活気ある空間づくり ○交通利便性の高い公共交通網沿線などへの長期的な視点に基づく居住の促進 ○低未利用地[※]の活用による中心市街地の再生と賑わい創出 ○空き家の有効活用と多様なニーズに応じた住宅の供給 ○暮らしを支える都市施設の計画的な整備、統廃合と維持更新 	
<p>2. 暮らしやすい田園生活空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活サービス機能[※]が充実した地域生活拠点とその他の集落地の暮らしやすさの形成 ○水辺や緑地を活用した癒しのある田園生活空間の形成 ○地産地消や市街地との交流によるふれあいの場の創造 	
<p>3. 豊かな自然環境や美しい景観・観光資源などの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市固有の自然・観光資源や歴史・文化資源の保存・伝承とネットワーク形成 ○里山景観や豊かな自然と調和した田園環境づくり ○自然・歴史的景観の保全と利活用、美しい都市景観の保全・形成 ○環境にやさしい低炭素社会[※]の構築 	
<p>4. 産業振興と交流・連携を促進する交通基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の暮らしを支える産業の振興 ○多様な交流と地域連携を促進する高速道路網の整備 ○暮らしの快適性を生み出す各種拠点間の公共交通ネットワークの形成 ○鳥取駅周辺など主要な交通結節点[※]における交通基盤の充実 	
<p>5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い安全・安心なまちづくりの推進 ○市民の災害対応力の充実 ○全ての人が住みやすく、次世代を担う子どもたちがいきいきと暮らせる地域づくりの推進 ○医療・福祉施設の充実と協働による医療、福祉サービスなどの推進 	

(6) 拠点と都市軸

1) 「中心拠点」や「各種拠点」を結ぶ「公共交通」

① 中心拠点

- ・ 中心市街地を「中心拠点」として位置づけ、市域の中心として、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能^{*}の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市^{*}としての「求心力」を高めます。
- ・ 市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能^{*}の維持・充実と長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。

② 地域生活拠点（市街地）

- ・ 鳥取大学前、国府、末恒、津ノ井、若葉台を市街地の「地域生活拠点」として位置づけ、地域の中心として、診療所、食品スーパーなどの日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。
- ・ 地域内の多くの人々の日常生活の移動を確保するため、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、日常生活の利便性の高い地域であることから、長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。

③ 地域生活拠点（田園地域）

- ・ 福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷を田園地域の「地域生活拠点」として位置づけ、地域の中心として、診療所、食品スーパーなどの日常的な生活サービス施設などの集積を促進します。
- ・ 地域内の人々の日常生活の移動を確保するため、適切な公共交通サービス水準を維持します。また、日常的な生活サービス施設を維持・存続させるため、長期的な視点に基づく居住の促進を図ります。

④ その他の拠点

- ・ 賀露は「水産」、千代水は「物流・サービス」、津ノ井及び既存の工業団地は「工業」の各拠点地区とし、国際的・広域的な産業の活性化を図ります。
- ・ 若葉台と湖山は、大学などの研究・文教施設や豊かな自然環境が活かせる「学術・研究」の拠点として、産学連携を図るとともに、新しい技術や産業の創造に向けた研究開発機能の強化を図ります。

⑤公共交通によるネットワーク

- ・「中心拠点」、「地域生活拠点」及び「その他の集落地」などを利便性の高い公共交通ネットワークでつなぎ、拠点間の連携を高めます。
- ・利便性が高く効率的でわかりやすい公共交通の実現に向け、幹線・支線の役割分担や移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設を促進し、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した地域公共交通システムを構築します。

2)「都市軸」

①国際連携軸

- ・東京への定期便が発着する鳥取砂丘コナン空港や重要港湾である鳥取港は、国内に限らず国際物流や国際観光に対応できる交通拠点であり、国際交流を通じて地域の活性化を図るため、環日本海地域に向けた「国際連携軸」を設定し、交通ネットワークの強化を図ります。

②広域連携軸

- ・他都市との広域連携を深めるため、「広域連携軸」を設定し、高速道路などの広域交通ネットワークの強化を図ります。また、この広域連携軸は、各地域生活拠点を結び、市域内の連携を強化する地域内連携軸としても活用していきます。

③都市内連携軸

- ・中心拠点と市街地の地域生活拠点間を結ぶルート、人口密度の高いエリア内を連絡するルートを「都市内連携軸」として位置づけ、公共交通の高いサービス水準を維持します。

④地域内連携軸

- ・田園地域の地域生活拠点と市街地を結ぶルートを「地域内連携軸」として位置づけ、適切な公共交通のサービス水準を維持します。

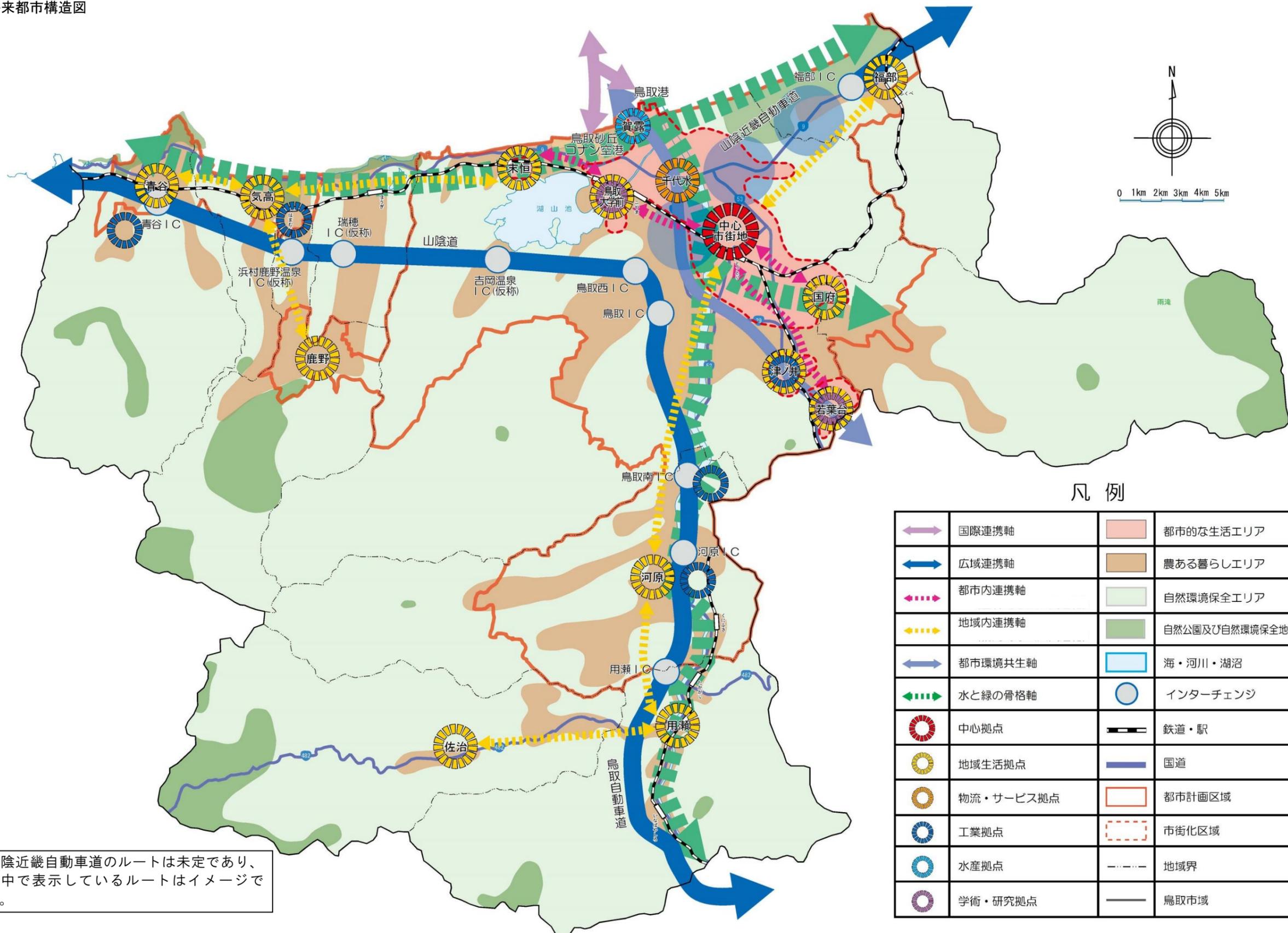
⑤都市環境共生軸

- ・賀露、千代水、津ノ井の各拠点地区を結ぶ国道 29 号などの幹線道路沿線を「都市環境共生軸」として、田園地域や市街地外縁部との調和や秩序ある景観形成をめざす「産業活性化と環境形成の分布帯」とします。

⑥水と緑の骨格軸

- ・日本海、千代川、袋川、湖山池などの鳥取市固有の自然資源と、国道などの幹線道路を「水と緑の骨格軸」として位置づけ、水と緑の保全・再生とネットワーク化を図り、都市活動・暮らしの環境を保全し個性を育むストック（蓄え）とします。

(7) 将来都市構造図



注) 山陰近畿自動車道のルートは未定であり、
図中で表示しているルートはイメージで
す。

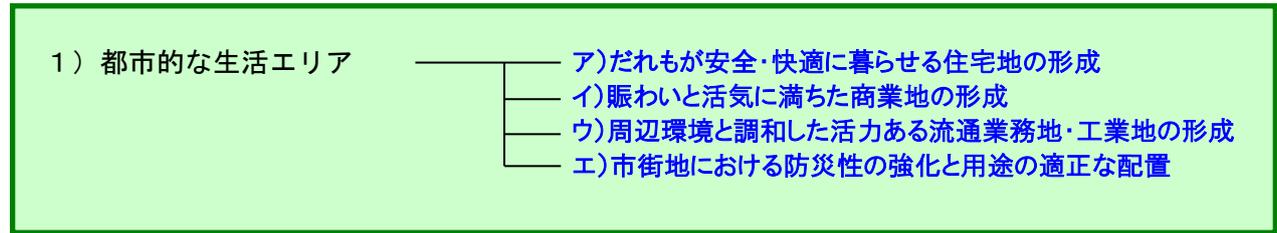
凡例

	国際連携軸		都市的な生活エリア
	広域連携軸		農ある暮らしエリア
	都市内連携軸		自然環境保全エリア
	地域内連携軸		自然公園及び自然環境保全地域
	都市環境共生軸		海・河川・湖沼
	水と緑の骨格軸		インターチェンジ
	中心拠点		鉄道・駅
	地域生活拠点		国道
	物流・サービス拠点		都市計画区域
	工業拠点		市街化区域
	水産拠点		地域界
	学術・研究拠点		鳥取市域

図 将来都市構造図

6 分野別の方針

(1) 土地利用の方針



1) 都市的な生活エリア

ア)だれもが安全・快適に暮らせる住宅地の形成

①適正な配置と密度構成

- 都市的な生活エリアでは、中心拠点・地域生活拠点及びその周辺や公共交通網沿線など、生活利便性の高い地域への長期的な視点に基づく居住促進を図ります。また、人口密度はおおむね 40 人/ha を目安として、幹線道路沿道や商業地など周辺環境にも十分に配慮し、調和のとれた良好な環境の形成を図ります。
- 良好な環境を確保するため、中心拠点を除くエリアでは、低層・低密度の独立住宅を配置することを基本とします。



若葉台地区

- 行徳などの住宅が密集し道路幅員が狭く、緊急車両が入りづらい地区では、狭あい道路拡幅整備事業により、安全で良好な生活環境の確保を図ります。

②中心拠点における住宅の確保

- 中高層マンションや戸建住宅などによる、土地を有効に活用できる住宅の誘導を図ります。また、既存ストック*の有効活用などにより、住宅の確保を図ります。

- 袋川以北の市街地では、歴史的景観などに配慮しつつ住宅の複合化、共同化などを検討し、城下町の基盤を活かした環境の形成を図ります。

③多様なニーズに対応した住宅の供給

- 高齢者や子育て世帯などに配慮した住環境の提供や、移住定住希望者の生活の基盤となる住宅の整備を支援します。
- 安全性の向上や省エネルギー化など、住宅性能の質の向上を促進します。
- 空き家情報を提供する空き家情報バンクの設置などにより、空き家の利活用や流通を促進するとともに、移住定住を促進します。

④住宅の再生・長寿命化

- 防災上危険性の高い老朽空き家は除却を促進するとともに、再生可能な空き家などはリノベーション*により再生し、地域の交流施設としての活用を検討します。
- 「鳥取市営住宅長寿命化計画」における実施方針に基づき、市営住宅の用途廃止・建替・長寿命化改善・維持管理を推進します。

イ)賑わいと活気に満ちた商業地の形成

①都市機能を特に集積させる区域

- 各種都市機能が既に集積し、人口密度も高く、公共交通の利便性が高い中心拠点を、都市機能を特に集積させる区域として設定し、市域の中心として、行政中枢機能に加えて、総合病院、商業施設などの各種の高次都市機能*の集積を促進します。

- 中心拠点では、市内外からの集客性、情報発信性、都市景観としてのシンボル性などを高め、鳥取の中心地にふさわしい商業空間の創出を図ります。また、周辺住民の多様なニーズに対応した、身近で回遊性の高い商業交流ゾーンの形成を促進します。



JR鳥取駅周辺

②近隣住民の生活を支え地域をつなぐ沿道商業地

- 中心拠点や地域生活拠点を結ぶ主要道路沿道の商業地については、個性的な店舗や住宅、地域福祉サービスなどにも対応した新たな機能の適切な導入を行うなど、既存の商業機能を十分に活かした身近で親しみやすい商業地の形成を促進します。
- 大規模小売店舗などの立地については、周辺環境との調和を図るよう、適切な規制・誘導方法を検討します。
- 幹線道路沿いの商業地では、沿道型商業サービス施設の集積による沿道型市街地の適正化に努め、来訪者による路上駐車や渋滞の発生を防ぐため、施設規模に応じた駐車場・出入口などの整備を指導します。



ウ)周辺環境と調和した活力ある流通業務地・工業地の形成

①基盤整備された既存の工業団地及び工業集積地

- 既存工業団地については、その工業機能を維持するとともに、産業構造の高度化、機能更新、集約などによる生産性の向上に努め、広域幹線道路や公共交通による広域交通ネットワークを活用し、適切な機能集積、高度化を促進します。

- 物流・サービスの拠点である千代水地区では、市街地内の既存流通機能の新規移転用地、新規流通機能用地・工業用地として集積を図り、利便性の高い流通業務地・工業地の形成を図ります。
- 現在整備を進めている河原インター山手工業団地や鳥取南インター布袋工業団地では、食品加工産業、医薬品製造産業、自動車・航空機関連産業など今後成長が見込める分野を中心とした企業を誘致します。
- 経済活動の活発化に向け、工業地内に存在する未利用地となっている土地を、企業誘致や地元企業の新増設などの受け皿として活用します。
- 既存工業団地では、周辺の環境などとの調和を図るため、沿道などからの景観に配慮しつつ、緑化などによる緩衝帯の設置を促進します。



津ノ井工業団地

エ)市街地における防災性の強化と用途の適正な配置

- 鳥取駅南側の商業系や住居系用途地域^{*}では、既存建物の耐火率、密度率などを勘案し、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 今後の開発動向から、新本庁舎の拠点機能と周辺土地利用の整合を図る必要が生じる場合は用途地域^{*}の変更を検討します。
- 住居系及び商業系の土地利用が既に進行している工業地については、用途の見直しを検討します。

2) 農ある暮らしエリア

- ア)市街化調整区域^{*}の土地利用方針
- イ)非線引き都市計画区域^{*}の土地利用方針
- ウ)都市計画区域^{*}外の土地利用方針
- エ)地域生活拠点の形成やその他の集落地の形成
- オ)営農環境の保全と活用の方針

2) 農ある暮らしエリア

- 中山間地域に暮らす人々の安全・安心な暮らしを確保し、農林水産業をはじめとする産業の振興、自然の恵みや伝統文化の保護・伝承、地域間交流の促進などによる地域の維持・活性化に努め、魅力あふれる中山間地域の振興を図ります。
- 民間企業と連携した移動販売や拠点施設への店舗機能の追加などによる買い物支援を行い、生活サービスの維持を図ります。



移動販売車による買い物支援

- 中山間地域の主要産業である農林水産業については、各地域の特色を活かした独自の産品づくりを進めるとともに、研修支援による担い手や後継者の育成を図ります。
- 豊かな自然や魅力ある歴史文化など地域資源の活用や農業体験、イベント、物産販売などを通じた市街地と中山間地域の住民との交流促進を図ります。
- 簡易水道の上水道事業化や農業集落排水事業などの生活環境施設の整備に努めるとともに、農山村生活に必要な行政サービス施設やコミュニティ施設、生活道路などの整備を推進し、生活環境の向上に努めます。
- 再生可能な空き家や空き店舗は、リノベーション^{*}手法などにより、周辺地域の賑わいづくりに活用します。

- 中山間地域が元気になる人材養成塾「とっとりふるさと元気塾」を開催し、集落などの課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流などの実践者やリーダーとなる元気あふれる人材を育成します。



とっとりふるさと元気塾

- 中山間地域の地域住民や地域団体が、若者の意見などを取り入れながらそれぞれの地域自らの創意工夫により持続的な地域づくりや地域活性化を目指す地域計画の策定を推進し、地域計画に基づいて展開する地域づくり事業は、官民連携により積極的に取り組みます。

ア)市街化調整区域^{*}の土地利用方針

- 市街化調整区域^{*}では、市街化を抑制すべき区域であるという原則に留意しつつ、その他の集落地における地域コミュニティの維持・活性化のため、既存集落内における住宅の要件の緩和など、地域の実情に応じた開発許可制度の運用や地区計画制度の導入を検討します。
- 幹線道路の沿道などにおいては、店舗などの無秩序な立地を抑制するなど、地域の実情を考慮しつつ、市街化調整区域^{*}として適切な開発指導に努めます。

- 千代川西側などに広がるまとまった農地は、優良農地として保全に努めます。また、白兔海岸をはじめとする日本海沿岸、久松山山系や面影山、湖山池などの豊かな自然環境は、その保全に努めます。

イ)非線引き都市計画区域[※]の土地利用方針

- 農地や林地、良好な環境や産業基盤を保全することを基本としつつ、新たな土地利用を行う場合は、地区計画制度の活用なども含めた土地利用方針を策定します。

ウ)都市計画区域[※]外の土地利用方針

- 生活エリアに農地や森林などが多く残る良好な環境や、従来から地域経済を支えてきた企業などの産業基盤の保全に努めます。
- 今後の開発動向などを見ながら、現在の都市計画区域[※]外を新たに都市計画区域[※]に編入することを検討します。

エ)地域生活拠点の形成やその他の集落地の形成

- 地域核となる駅や総合支所周辺を地域生活拠点として設定し、地域の中心として、診療所、食品スーパーなどの日常的生活サービス施設などの集積を促進します。
- その他の集落地についても、コミュニティの維持のため空き家などの活用や生活サービスを容易に利用できる地域づくりを進めます。



その他の集落地における生活サービス機能[※]

- 地域生活拠点やその他の集落地をコミュニティバス[※]などの公共交通でネットワーク化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。



用瀬駅跨線橋とバス乗継拠点

オ)営農環境の保全と活用の方針

①市街地外縁部における配慮

- 市街地外縁部では、営農環境との調和を図りながら、都市住民が農業へ参加できる環境の形成を図ります。また、工業地域や大規模商業施設との景観的調和を図り、美しい文化的な農村・田園景観を保全・継承します。

②農と住が調和した生活環境の形成

- 市街化調整区域[※]や非線引き都市計画区域[※]、都市計画区域[※]外においては、上下水道などの必要なインフラ[※]の整備を効率的に進めるとともに、地区公民館や集会施設、農村広場などの維持管理に努め、農と住が調和した生活環境の充実を図ります。

③良好な営農環境の形成

- 優良農地については、適正な土地利用管理と無秩序な改廃の防止に努め、ため池及び用水路などの農業用施設などと一体となった良好な営農環境の形成を図ります。
- 農業振興に係る支援策を活用し、中山間地域などでの荒廃地拡大の抑制に努めます。



棚田の景観

3) 自然環境保全エリア

ア) 森林地域の土地利用方針

イ) 自然公園地域の土地利用方針

ウ) 自然環境保全地域の土地利用方針

3) 自然環境保全エリア

- 森林地域と農業地域が混在している地域のうち、農業地域については「農ある暮らしエリア」の方針に基づきます。その他、森林地域や自然公園地域、自然保全地域については、以下の方針に基づいた土地利用を推進します。

ア) 森林地域の土地利用方針

- 森林は、木材生産などの経済的機能をもつとともに国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全などの公益的機能を通じて生活に大きく寄与しています。このことから、森林として利用すべき土地がある地域においては、林業の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図ります。
- 拡大する放置竹林の抜き切りや広葉樹植林への転換などの森林整備を促進します。
- 成熟した森林資源の有効活用と森林環境の保全を図るため、林道作業路網の整備を推進し、間伐による木材生産を拡大していきます。
- 中山間地域の生活に密着した里山林を再生するため、地域や森林ボランティアとの協力のもとで、里山林・竹林の整備を推進します。
- 保安林については、適正な管理を行うとともに、原則として、他用途への転用は行わないものとします。
- 保安林以外の森林のうち、林地の保全に特に留意すべき森林や、施業方法を特定されている森林、水源としての依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林などの機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化などの支障をきたさないよう十分配慮するものとします。
- レクリエーションや学習の場として自然資源を活用し、広域的なグリーンツーリズム*・エコツーリズム*運動への展開を図ります。



イ) 自然公園地域の土地利用方針

- 自然公園は優れた自然の風景地であり、その優れた自然の保護と適正な利用を図ります。
- 特別保護地区では、その景観を維持し、適正な保護を図ります。
- 特別地域（特別保護地区を除く）では、都市的土地利用、農業的土地利用などを行うための開発行為は極力避けるものとします。
- その他の地域では、都市的土地利用または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。



山陰海岸国立公園（岩戸海岸）

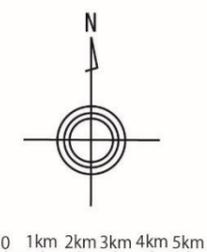
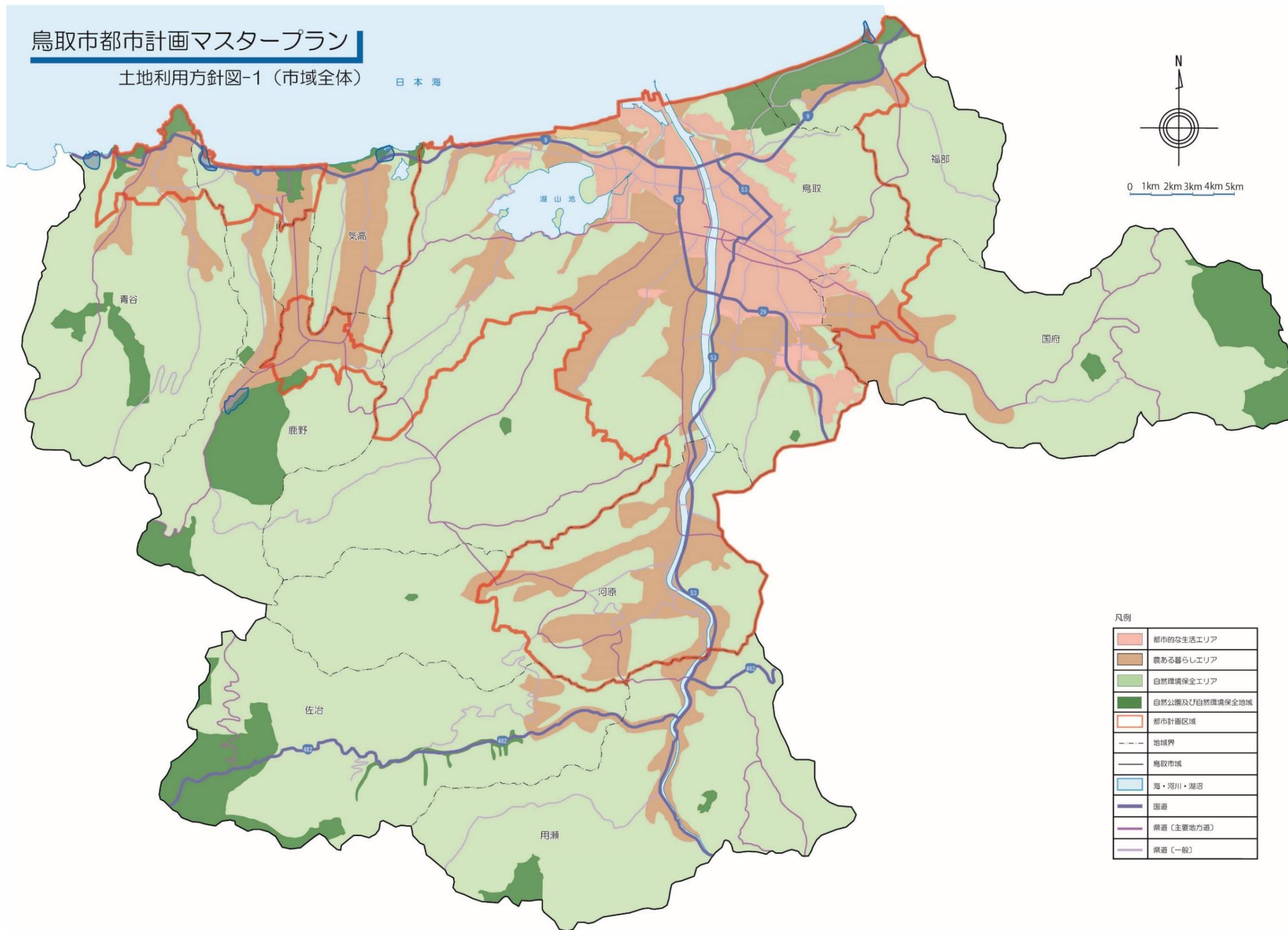
ウ) 自然環境保全地域の土地利用方針

- 優れた自然環境を形成している地域は、将来に継承することができるように積極的な保全を図ります。

鳥取市都市計画マスタープラン

土地利用方針図-1 (市域全体)

日本海

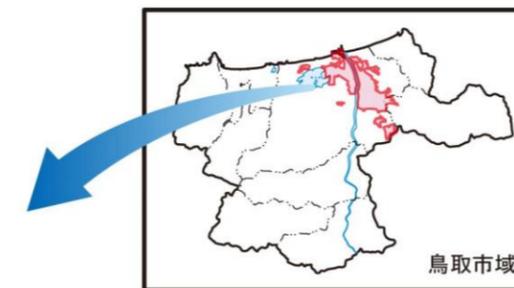
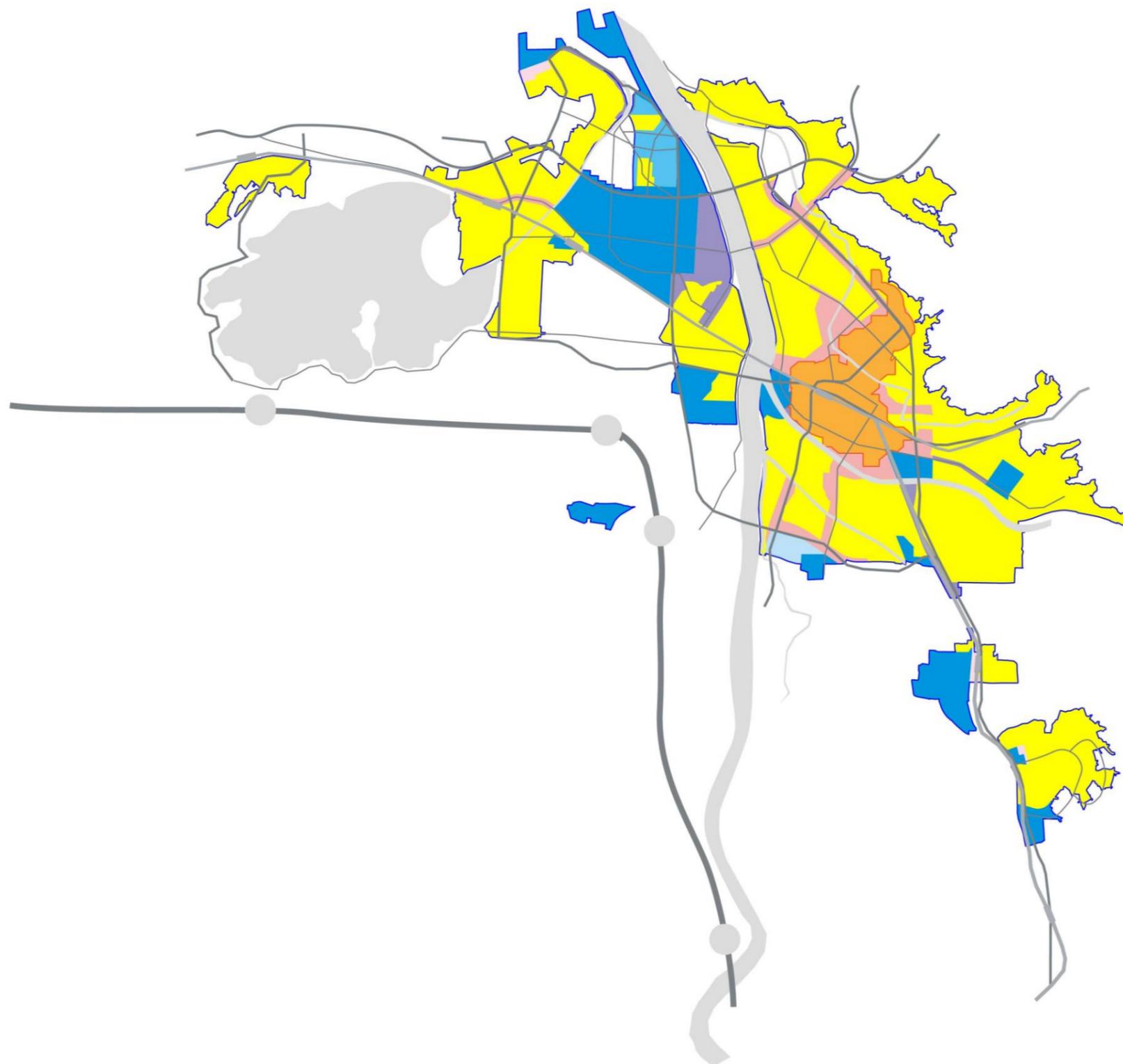


凡例

	都市的な生活エリア
	農ある暮らしエリア
	自然環境保全エリア
	自然公園及び自然環境保全地域
	都市計画区域
	地域界
	鳥取市域
	海・河川・湖沼
	国道
	県道(主要地方道)
	県道(一般)

鳥取市都市計画マスタープラン

土地利用方針図-2（都市的な生活エリア）



凡例

- 居住ゾーン
(※ただし土砂災害危険区域は除く)
- 都市機能を特に誘導するゾーン
- 近隣住民の生活を支え地域をつなぐ沿道商業地
- 地域交流を創る商業・業務地
- 商業と共存する流通・業務地
- 基盤整備された既存の工業団地および工業集積地
- 優位な立地環境を活かした工業地
- 用途転換を検討すべき工業地
- 河川・池（水面）
- 主要道路
- 鉄道（JR）

N

(2) 各拠点の整備方針

1) 中心拠点の整備方針

- ア)街なか居住の促進
- イ)商店街の活性化
- ウ)高次都市機能^{*}の集積
- エ)交通環境の改善
- オ)新たな賑わい空間の創出
- カ)回遊性の向上

1) 中心拠点の整備方針

ア)街なか居住の促進

- ・空き家や、低未利用地^{*}の利活用などにより、長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。また、幅広い世代のニーズに応えるため、日常的な生活サービス施設などの集積を促進し、居住地としての魅力を高めます。

イ)商店街の活性化

- ・既存商店街においては、空き店舗の有効活用や、地元住民の知恵と工夫により回遊性とゆとり・賑わいのある歩行者空間を創出するとともに、商業者、商店街振興組合などの活動への支援を行うなど、商店街の魅力と集客力を向上させるための総合的な施策を推進します。

ウ)高次都市機能^{*}の集積

- ・低未利用地^{*}や空き店舗の利活用などにより、中心拠点に集積する商業や医療、公共サービス、交通などの多様な機能を高め、魅力と賑わいの創出に努めます。また、少子高齢化の進展により、今後年少人口の減少及び高齢者人口の増加が予測されることから、適正規模の小・中学校の配置や、子育て、生涯学習、福祉、高齢者、医療などの施設の誘致を促進します。
- ・施設の誘致に当たっては、低未利用地^{*}の有効活用、複数敷地の集約化や整序化による土地の有効利用、既存施設の用途変更や複合化を図ります。
- ・空き家、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション^{*}により再生し、エリア価値の向上を目指す「リノベーション^{*}まちづくり」の取り組みを推進します。



リノベーションスクール

エ)交通環境の改善

- ・本市最大の公共交通結節点^{*}である鳥取駅への各方面からのアクセス環境の充実を図るため、公共交通体系の再構築を進めます。



鳥取駅北口

- ・公共交通ネットワークの拡充に必要な駅前広場やバスターミナルの整備など、交通結節点^{*}としての機能強化を図ります。

オ)新たな賑わい空間の創出

- 鳥取駅と既存商業施設などとの間に人の流れを創り出すとともに、人が集まり交流できる空間を創出するための基盤整備を行います。
- 鳥取駅前太平線に整備された開閉式の大屋根と芝生広場のある空間「バード・ハット」などを活用したイベント開催などにより、来街者の増加による賑わい創出を図ります。



バード・ハット

- 鳥取城跡周辺では、鳥取城跡大手登城路の復元・整備・保全や、バリアフリーに配慮した久松公園の整備、お堀端道路の景観整備、電線類の地中化などを推進します。



鳥取城跡大手登城路の整備イメージ

- 市役所駅南庁舎を活用して、中核市*移行に伴う保健所を設置し、既存のさざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館などを含めたエリアを総合的な健康・子育て支援の拠点として位置づけます。

- 鳥取駅側（旧市立病院跡地）に移転する市役所本庁舎と一体的に、市民交流を育む屋外オープンスペースや多目的スペース、情報発信スペースなどを整備します。
- 現市役所本庁舎移転後の跡地は、市民ニーズなどを把握しつつ、今後の適切な利活用方針について、幅広い検討を行います。



新本庁舎建設イメージ

カ)回遊性の向上

- 歩行者の安全性・回遊性、利便性を高めるため、適切な歩行者導線の確保と施設や公共空間のバリアフリー化を推進します。
- 案内サインの設置や歩道空間の美装化を進めることにより、まちの案内機能を充実します。
- 市域内外の人々が活発に交流できるアクセス環境を確保するため、中心拠点を循環するコミュニティバス*「くる梨」を運行するなど、公共交通の高いサービス水準を維持します。



100円循環バス「くる梨」

2) 「市街地」地域生活拠点の整備方針

- ア)市街地の地域生活拠点への居住促進
- イ)都市機能の集積
- ウ)効率的で利便性の高い交通環境の実現
- エ)安全で快適な生活環境づくり

2) 「市街地」地域生活拠点の整備方針

ア)市街地の地域生活拠点への居住促進

- ・市街地で地域生活拠点を形成している地域では、空き家などの既存ストック※の利活用や移住定住を推進するなど、長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。
- ・食品スーパーなどの日常的な生活サービス施設などを確保し、幅広い世代が居住しやすい閑静な都市的居住地としての魅力を高めます。

イ)都市機能の集積

- ・地域核となる駅や総合支所周辺では、エリアの中心地として必要な、集会機能、介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、教育機能、文化機能などの確保を図ります。



地域生活拠点のイメージ（田園地域も共通）

- ・地域の防災拠点となる施設として、総合支所庁舎の防災機能の向上を計画的に進めます。
- ・効率的な施設の整備・充実を図るため、未利用既存ストック※の有効活用、既存施設の用途変更や複合化などによる利活用を図ります。

- ・空き家、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション※により再生しエリア価値の向上を目指す「リノベーション※まちづくり」を推進します。

ウ)効率的で利便性の高い交通環境の実現

- ・バス路線の再編・新設の促進や、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した地域公共交通システムの構築により、中心拠点と地域生活拠点をスムーズに移動できる交通環境を整えます。

エ)安全で快適な生活環境づくり

- ・公共建築物や交通施設、公園、道路、歩行者空間などにおいてバリアフリー化を推進するとともに、民間建築物のバリアフリー化を促進し、だれもが安全で快適に利用できる生活環境の形成を目指します。
- ・街路樹や公園の芝生や植栽などを適切に管理し、景観に優れた都市的居住環境を維持します。



公園の芝生化（東今在家公園）

3) 「田園地域」 地域生活拠点の整備方針

- ア) 田園地域の地域生活拠点への居住促進
- イ) 都市機能の集積
- ウ) 効率的で利便性の高い交通環境の実現
- エ) 安全で快適な生活環境づくり

3) 「田園地域」 地域生活拠点の整備方針

ア) 田園地域の地域生活拠点への居住促進

- ・田園地域で地域生活拠点を形成している地域では、空き家などの既存ストック※の利活用や移住定住を推進するなど、長期的な視点に基づく居住の促進を図り、地域の実情に応じた生活サービスが持続的に確保できる規模の人口集積を図ります。
- ・食品スーパーなどの日常的な生活サービス施設などを確保し、幅広い世代が居住しやすい憩いとやすらぎのある田園居住地としての魅力を高めます。

イ) 都市機能の集積

- ・地域核となる駅や総合支所周辺では、エリアの中心地として必要な、集会機能、介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、教育機能、文化機能などの確保を図ります。
- ・地域の防災拠点となる施設として、総合支所庁舎の防災機能の向上を計画的に進めます。
- ・効率的な施設の整備・充実を図るため、未利用既存ストック※の有効活用、既存施設の用途変更や複合化などによる利活用を図ります。
- ・空き家、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション※により再生しエリア価値の向上を目指す「リノベーション※まちづくり」を推進します。

ウ) 効率的で利便性の高い交通環境の実現

- ・バス路線の再編・新設の促進や、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した地域公共交通システムの構築により、中心拠点と地域生活拠点をスムーズに移動できる交通環境を整えます。
- ・公共交通ネットワークの拡充に必要な駅前広場やバス乗り継ぎ拠点の整備など、交通結節点※の機能強化を図ります。
- ・地域内の人々やその他の集落地の日常生活の移動手段として、路線バスとコミュニティバス※のネットワークによる適切な公共交通のサービス水準を維持し、持続可能な地域づくりを推進します。



福部地域バス（らっちゃんバス）

エ) 安全で快適な生活環境づくり

- ・公共建築物や交通施設、公園、道路、歩行者空間などにおいてバリアフリー化を推進するとともに、民間建築物のバリアフリー化を促進し、だれもが安全で快適に利用できる生活環境の形成を目指します。
- ・美しい田園風景と居住が調和した田園地域ならではの景観を保全します。



田園風景

4) その他の拠点の整備方針

ア) 拠点のニーズに応じた土地利用の促進

イ) 学術・研究拠点の振興

ウ) 拠点間の交流を促進する道路ネットワークの構築

エ) 安全で快適な生活環境づくり

4) その他の拠点の整備方針

ア) 拠点のニーズに応じた土地利用の促進

- ・ 賀露、鳥取港は、鳥取県を代表する港湾、水産拠点として、物流、水産業、観光の振興のために必要な土地利用を進めるとともに、新たなアクセス道路や駐車場の整備を検討します。



鳥取港（賀露地区）の風景

- ・ 千代水は、物流・サービス拠点として区画整理の保留地などに民間事業所を誘致し、産業集積地としての機能強化を図ります。
- ・ 津ノ井その他の工業団地は、本市の経済活性化を担う主要エリアとして、企業が参入し長期的な雇用を生み出す地域として、周辺環境との調和のうえ工業利用を進めます。

イ) 学術・研究拠点の振興

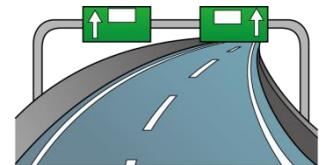
- ・ 若葉台と湖山は、大学などの研究・文教施設や豊かな自然環境が活かした「学術・研究」の拠点としての土地利用を維持します。
- ・ 学生が多く居住する地域特性を活かし、環境美化や地域と若者との交流による地域づくりを大学と連携し進めます。



公立鳥取環境大学

ウ) 拠点間の交流を促進する道路ネットワークの構築

- ・ 市内各工業団地や学術拠点間の移動を容易にし、広域的な物流を可能にする高速道路ネットワークの整備を促進します。
- ・ 山陰道～山陰近畿自動車道のミッシングリンク※（仮称南北線）の整備を促進するとともに、拠点機能の更なる強化のため、千代水・湖山周辺ヘインターチェンジなどの検討を行います。
- ・ 津ノ井、若葉台地区や、千代水地区など渋滞多発地域のアクセス環境改善のため、国道29号をはじめとする主要幹線道路の整備、改良を促進します。



エ) 安全で快適な生活環境づくり

- ・ 企業立地の進む工業系、準工業系の用途地域と隣接する居住エリアでは、騒音や公害により地域の生活環境が悪化しないよう、適切な建築指導と土地利用を進めます。

※安心して住み続けられる地域づくり

- 本市の持続的で均衡ある発展のためには、本市発展の重要な骨格である「中心拠点」、新市域の地域の核となる「地域生活拠点」での定住促進や機能強化だけでなく、「その他の集落地」においても、定住促進によるコミュニティの維持や安全安心な地域づくりが必要です。
- その他の集落地では、まちづくり協議会などの地域活動への支援や地域活性化支援、買い物支援などの地域住民の日常生活を支える取り組みを今後も継続し、地域づくりを市域全体でバランスよく進め、集落地域の暮らしの安心を守り、地域の未来が展望できる集落地を目指します。
- 本市における安心して住み続けられる地域づくりは、協働のまちづくりとして既に全市の各地区公民館単位で組織されている「まちづくり協議会」の活動単位が基本的な枠組みになると考えられます。
- 例えば、まちづくり協議会などがまちづくり会社などを立ち上げ、廃校や地区公民館などの既存施設を地域経営の拠点とし、エリア内の住民への生活サービスの提供を支援するとともに、近隣の商店、診療所などに容易に移動できるコミュニティバス※を運行させることなどは、本市における安心して住み続けられる地域づくりのモデルケースといえます。
- 今後とも地域が主体となって市や各種の事業者・団体と協力し役割分担をしながら必要なサービスを確保するとともに、どこでも安心して住み続けられる地域を維持します。



安心して住み続けられる地域づくりのイメージ

(3) 都市施設の整備方針

1) 交通施設の整備方針

- ア) 交流を促進する魅力ある道路網の形成
- イ) 利便性の高い総合的公共交通体系の確立
- ウ) 人と環境に優しい交通施策の推進

1) 交通施設の整備方針

ア) 交流を促進する魅力ある道路網の形成

① 高速道路ネットワークの整備

- 鳥取自動車道の4車線化、山陰自動車道・山陰近畿自動車道の早期全線開通など高速道路ネットワークの一層の充実に向けて、国土交通省をはじめとする関係機関への要望活動を継続するとともに、国・県・市が連携して必要な対策を推進します。また、これらに併せて、高速道路のパーキングや、インターチェンジ、高速道路へのアクセス道路の整備など、関係地域の環境整備を計画的に行います。



鳥取自動車道

- 道の駅「神話の里 白うさぎ」、道の駅「清流茶屋 かわはら」などの交通拠点で、利用者ニーズにあった各種観光情報などを提供するとともに、観光地へのアクセス交通網の整備を推進します。
- 本市の西の玄関口として、「気高道の駅(仮称)」の整備を推進し、地域の賑わい創出や交流促進、地域福祉力や防災力の向上を図ります。



気高道の駅(仮称)整備イメージ

② 幹線道路の整備

- 本市内への流入交通を適切に誘導・分散するため、国道29号、国道53号の整備を促進します。
- 市街地内幹線道路として、また市街地と田園地域の交通ネットワークとして、(主)鳥取鹿野倉吉線や鳥取福部線、鳥取国府岩美線などの整備を促進します。
- 災害時の緊急輸送路の整備を進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- 鳥取砂丘コナン空港と鳥取港の両港がもつ機能を最大限に活かし、またツインポートとしての相乗効果による一体感のある賑わい拠点の形成を図るため、両港を最短距離で結ぶ(県)鳥取空港賀露線の整備を促進します。

③ 市街地主要道路の整備

- 市街地における良好な環境の保全と市街地に流入する通過交通を排除することで、渋滞を緩和し、市内の交通の円滑化を図ります。
- 老朽建造物の密集地などでは、オープンスペースの整備や避難経路の確保など、道路防災機能の向上を推進します。
- 長期未着手となっている都市計画道路※については、地域住民との合意形成を図りつつ、必要性の検討を行い、都市計画道路※としての存続・廃止などの整備方針を定めます。
- 市街地交通の安全確保と防災機能の向上を図るため、狭あい道路の改善を図ります。

イ) 利便性の高い総合的公共交通体系の確立

① 鉄道の増便と利用促進

- ・関係機関との連携により、JR山陰本線・因美線や智頭急行、若桜鉄道の利便性向上を促進します。
- ・特急・普通列車の増便、列車の直通運転や乗り継ぎ改善を促進し、関西圏などからの観光客を誘致します。



智頭急行（特急スーパーはくと）

② 各種バスの利便性向上と利用促進

- ・利便性が高く効率的でわかりやすい公共交通の実現に向け、幹線・支線の役割分担や移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設を促進し、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した地域公共交通システムを構築します。
- ・市街地の中心拠点・地域生活拠点及びその周辺では、中心市街地を循環するコミュニティバス※「くる梨」を運行するなど、公共交通の高いサービス水準を維持します。
- ・田園地域では、地域生活拠点間やその他の集落地を結ぶ幹線バスの運行と合わせた支線バスや地域循環バス、デマンドバス※などの導入により、地域内の生活の足の確保に努めます。また、これらの地域内交通を維持する仕組みづくりとして、NPO 法人などによる公共交通空白地有償運送の導入支援・促進、地域の自発的取り組みによる新たな移動手段の確保、タクシーなどの活用、商店街や医療施設などの連携などを促進します。
- ・公共交通の利用促進を図るため、情報案内の充実やタクシーなどによるバスサービスの補完、運賃制度改善の検討、エコ通勤、ICカードの導入、啓発活動などを促進します。また、公共交通相互の連携を強化するため、交通結節点※や乗り継ぎ拠点の整備、待合環境の充実などを図ります。

③ 鳥取砂丘コナン空港のサービス強化

- ・鳥取砂丘コナン空港の機能強化と魅力向上に努めるとともに、定期路線増便や新規路線の開設に努めるなど、一層の利用増進を図ります。
- ・バス交通などとの連携により、鳥取砂丘コナン空港と市街地や観光地との連携強化を推進し、空港へのアクセス性を向上させます。



鳥取砂丘コナン空港

④ 鳥取港の利用促進

- ・旅客船の入港促進に取り組むとともに、諸外国との貿易に対応した機能強化を促進します。また、国内外へのポートセールス※に取り組む、鳥取港の利用を促進します。
- ・鳥取港ポートパークの利用促進を図るとともに、賀露周辺の観光拠点と連携し、観光スポットエリア・市民の交流の場としての活用を図ります。

ウ) 人と環境に優しい交通施策の推進

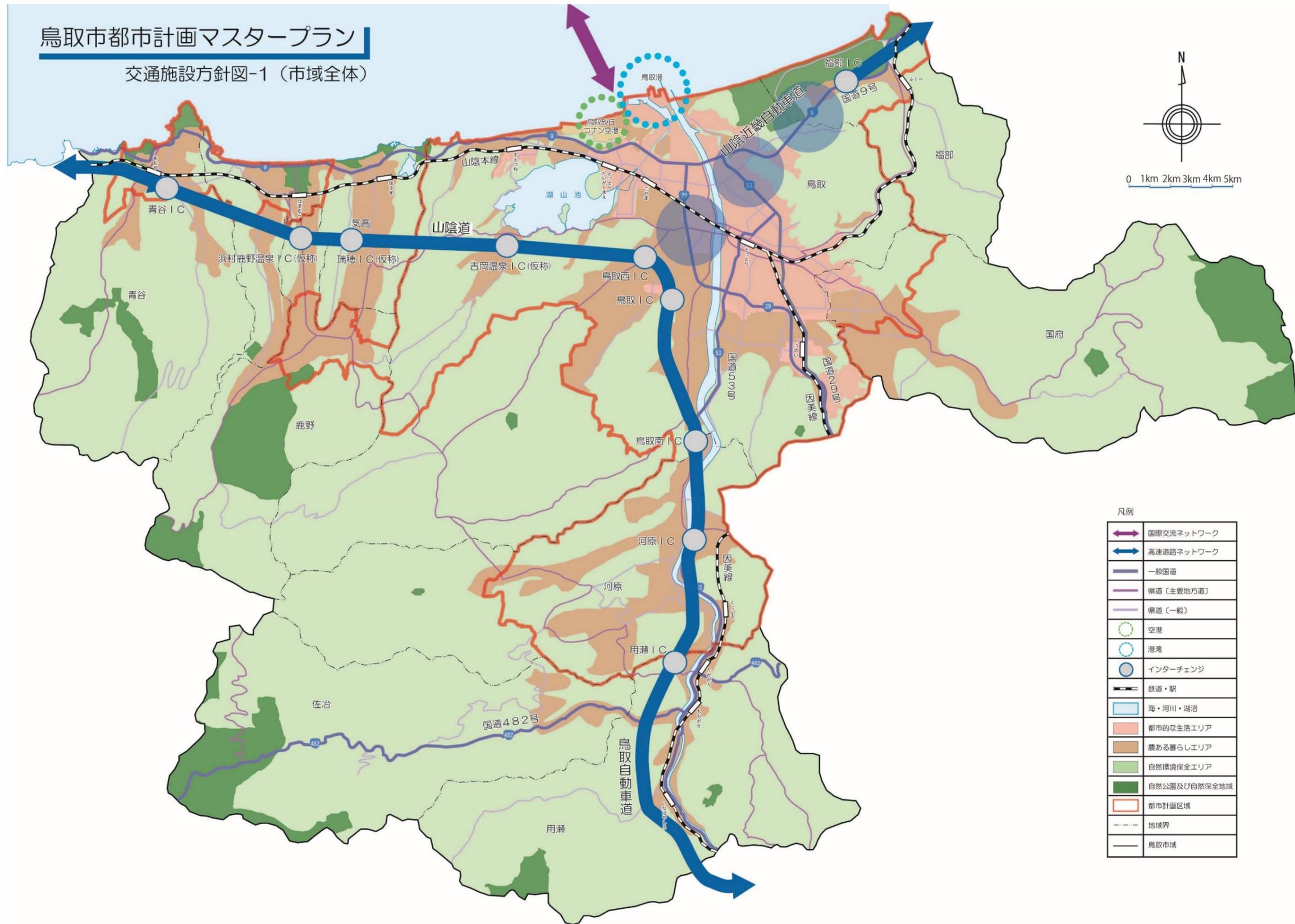
① 安全で快適な自転車・歩行者空間の形成

- ・中心拠点においては、電線類の地中化など美観と快適性に配慮した道路整備、コミュニティ道路の導入を図るなど、安全・快適で回遊性のある自転車・歩行者空間の形成を推進します。
- ・多くの人々が行き交う交通結節点※に加え、地域核の交流拠点や公共施設、道路環境などにおいても、バリアフリー化などによる人に優しい環境整備を推進します。



鳥取市都市計画マスタープラン

交通施設方針図-1 (市域全体)

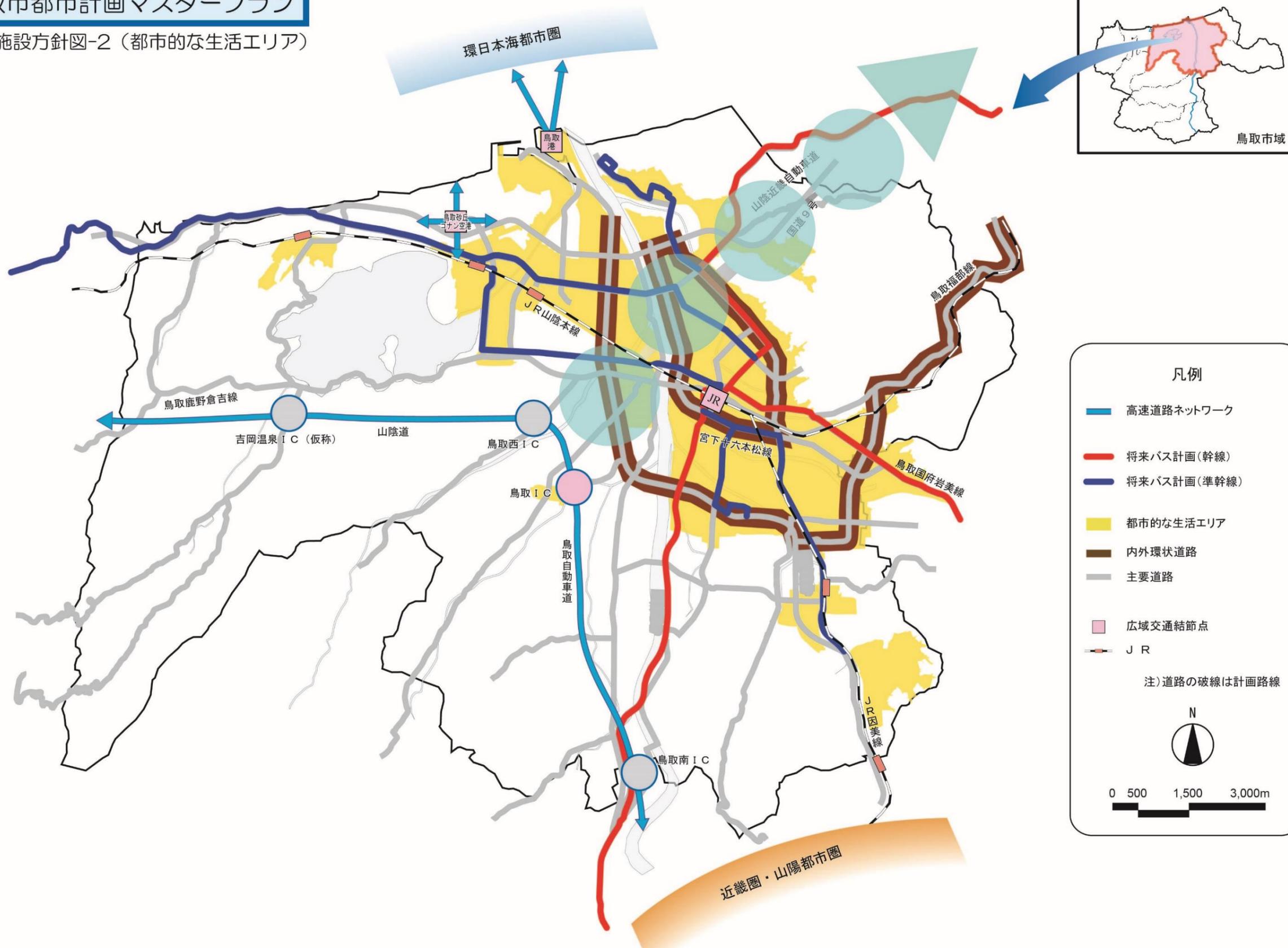


凡例

	国際交流ネットワーク
	高速道路ネットワーク
	一般国道
	県道(主要地方道)
	県道(一般)
	空港
	港湾
	インターチェンジ
	鉄道・駅
	海・河川・湖沼
	都市のな生活エリア
	農ある暮らしエリア
	自然環境保全エリア
	自然公園及び自然保全地域
	都市計画区域
	地域界
	鳥取市域

鳥取市都市計画マスタープラン

交通施設方針図-2 (都市的な生活エリア)



2) 公園・緑地の整備方針

- ア)水と緑の基本目標
- イ)水と緑の保全・再生と活用
- ウ)公園・緑地の整備
- エ)施設の緑化促進と緑の回廊※及びネットワーク形成
- オ)市民参加による緑のまちづくり

2) 公園・緑地の整備方針

ア)水と緑の基本目標

以下に示すように緑づくりの目標を定め、「鳥取市緑の基本計画」に基づき、行政と市民が一体となって目標達成に向かいます。

- ・都市公園は、おおむね全ての市街地において、歩いていける範囲に整備を推進するとともに、公園内の植栽面積の増加に努めます。
- ・公共空間、民有地の双方において、緑の保全・創出策の展開により、緑の増加、育成を図ります。
- ・身近な公園である街区公園・近隣公園の芝生化を図ります。
- ・住宅地では基準敷地（敷地面積から建築物の面積を除いた部分）の緑化率3%以上を目指します。
- ・周辺環境にあわせ、自然環境に配慮し親水性の高い川づくりを推進します。
- ・市民と行政の協働による緑化を推進します。

イ)水と緑の保全・再生と活用

- ・久松山をはじめとする地域の象徴となる山々は、後世へ引き継ぐ財産として、今後も自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて特別緑地保全地区などの指定を検討します。
- ・久松山山系などの市街地に残る一団の緑は、今後も残すべき緑の財産として、緑地保全地域制度などを活用した保全を検討します。
- ・千代川などの主要な河川や湖沼については、治水・利水・環境整備を総合的に行うとともに、周辺の田園風景との調和や生態系に配慮した多自然川づくりの整備により、自然環境の保全・再生に努めます。
- ・白兔海岸などの貴重な海辺の自然環境は、今後も保全を図るとともに、松枯れが進行している箇所では再生に向けた検討を行います。



白兔海岸

- ・市域の大部分を占める森林は、新植・除伐・間伐などの適正な維持管理により、維持保全を図るとともに、市民が自然と触れ合うことのできる場の形成を目指します。
- ・名木・古木や文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間や、市民の活動によって保存を要望されたものについては、自然保護及び環境保全条例や環境基本計画などの方針に基づき、名木・古木に指定し、保護に努めます。
- ・地域のシンボルとなるものや個性のある景観形成に欠かすことのできない樹木については、景観重要樹木の指定を検討し、その保護に努めます。
- ・京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市・香美町・新温泉町）、鳥取県（岩美町・鳥取市）にまたがる山陰海岸ジオパークエリアでは、日本海形成から現在に至る様々な地形や地質、生き物や人々の暮らし、文化・歴史など、山陰海岸ジオパークの特色ある自然・文化遺産の保存・伝承を推進します。
- ・官民協働による砂丘一斉清掃やボランティア除草などを進め、美しい鳥取砂丘の景観を保全します。

ウ)公園・緑地の整備

- ・布勢総合運動公園（広域公園）では、市民との協働による適正な維持管理に努めながら、広域の需要を充足する機能・施設の整備を進めます。
- ・湖山池公園（総合公園）とその周辺については、「鳥取市環境保全計画」や「鳥取市景観計画」を踏まえ、自然環境の保全・再生に努めます。また、市民がより親しみやすい公園となるように改修・整備をします。



湖山池公園

- ・市民に身近な公園は、地域間で偏りが生じないように、適切な配置に努めます。
- ・都市の環境改善や都市景観の向上に資する緑地や樹林地を積極的に都市緑地に定め、自然との触れ合いの場として活用できるように、計画的な整備を進めます。
- ・公園愛護会などと地元住民との協働により、地域交流の場としての公園の利活用について検討します。
- ・地域住民との協働による公園・広場などの維持管理を促進することとし、手引書の作成や管理の仕組みづくりを進めます。
- ・日常点検や定期点検、健全度調査を実施し、必要な施設更新や補修による長寿命化などを図ることで、公園施設の機能の保全と安全性を維持します。

エ)施設の緑化促進と緑の回廊※及びネットワーク形成

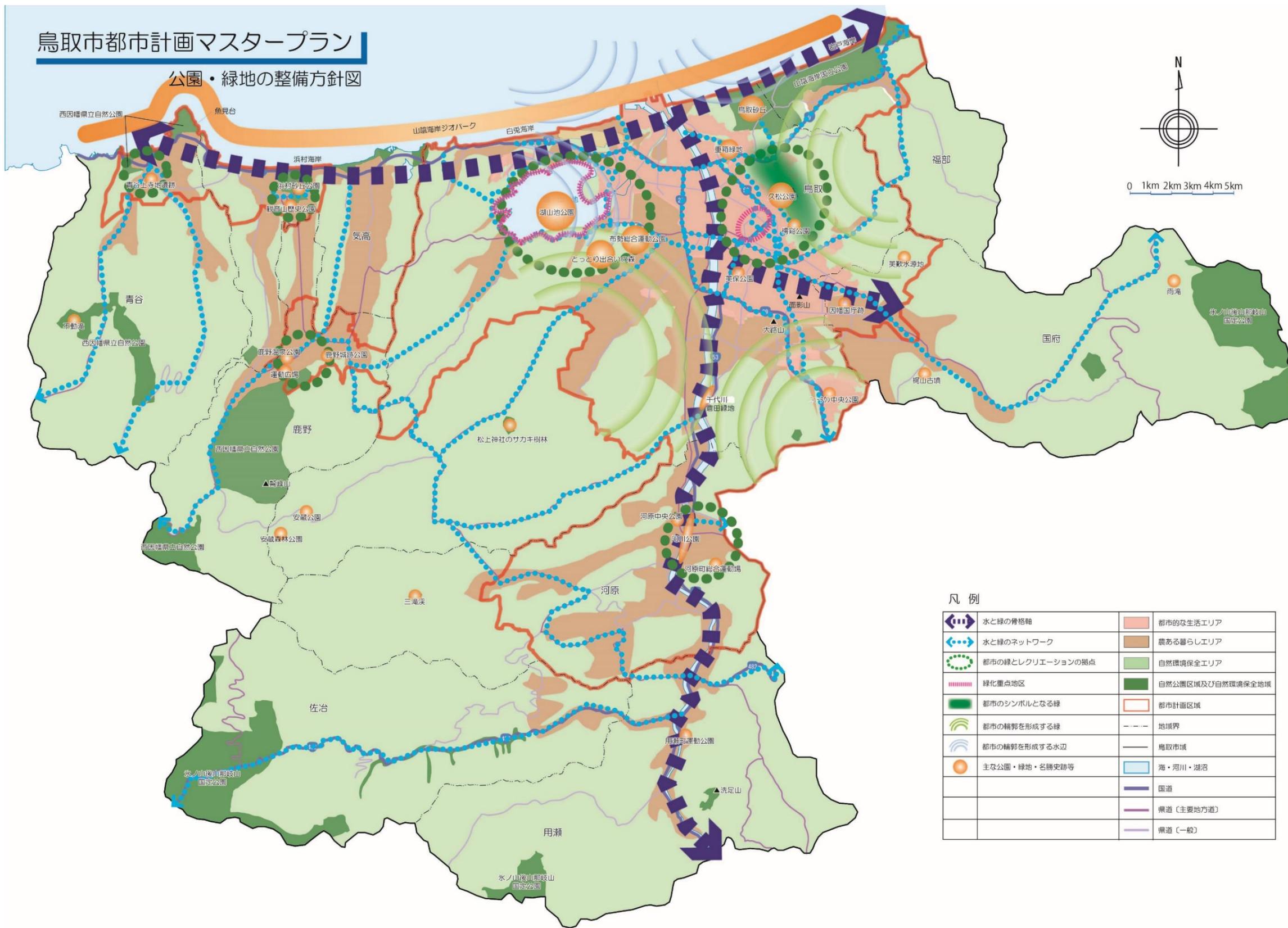
- ・保育園や学校などでは、緑化推進の先導的なモデルとなるように緑化を進めるとともに、施設内の樹木の適正管理に努めます。
- ・市庁舎などの主要な公共施設では、市民や来訪者に安らぎを与える空間づくりとして、施設内外での緑化に努めます。
- ・若桜街道などの商業地では、店先や歩行者空間などの限られたスペースを有効活用し、彩りやうるおいを創出する空間づくりへの支援を行います。
- ・市街地の幅員 3.5m以上の歩道を有する道路については、高木を主体とした並木道の形成を図ります。また、歩道の緑化にあたっては、樹木の植栽や花壇、ベンチなどの設置を行い、ゆとりとうるおいの緑化空間の整備に努めます。



- ・駅やバスターミナル、主要な道路交差点などでは、ポケットパーク※の整備などにより緑地空間をできるだけ確保し、まちなかの景観の向上に努めます。
- ・河川空間は、動植物の生息場として重要であり、治水上支障のない範囲内で、河川植生の保全を図ります。

オ)市民参加による緑のまちづくり

- ・緑に対する市民の意識醸成を図るため、自然を教材とした環境学習を推進するとともに、緑化を推進する市民活動団体への支援や、緑を育む人材の育成を図ります。



3) 下水道及び河川の整備方針

ア) 下水道
イ) 河川

3) 下水道及び河川の整備方針

ア) 下水道

- 水質保全や快適な生活環境を確保するため、汚水処理の普及を図ります。
- 洪水、地震などの災害に強いまちづくりを目指します。
- 公共水域の水質の改善及びエネルギー対策、資源循環の促進に努めます。
- 定期的な点検・診断を行い、長寿命化や耐震化など長期的な保全計画を踏まえつつ、必要な維持管理・修繕を行います。
- 近接した類似施設は、効率性を考慮しつつ、積極的な統廃合を推進します。

[公共下水道施設]

- 未整備地区の年次的な整備を進めるとともに、老朽化に対応するため、施設の長寿命化対策を推進します。
- 地震時の機能維持や雨水排水の安全度の向上、公衆衛生上の環境改善などを行うため、各種対策を推進します。
- 新技術などを活用し、省エネやリサイクルなどを推進します。



秋里下水終末処理場

[集落排水施設]

- 老朽化が進む施設については近隣処理区との統合などを考慮した効率のよい処理施設の整備更新を進めます。

[合併処理浄化槽]

- 公共下水道施設・集落排水施設の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽設置補助により、設置を推進します。
- その他、水洗化の普及を促進するとともに、し尿処理体制の効率化を推進します。

イ) 河川

- 一級河川千代川、大路川、野坂川や二級河川塩見川などの河川整備を促進するとともに、大路川流域については、総合的な治水対策を行います。

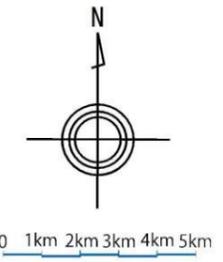
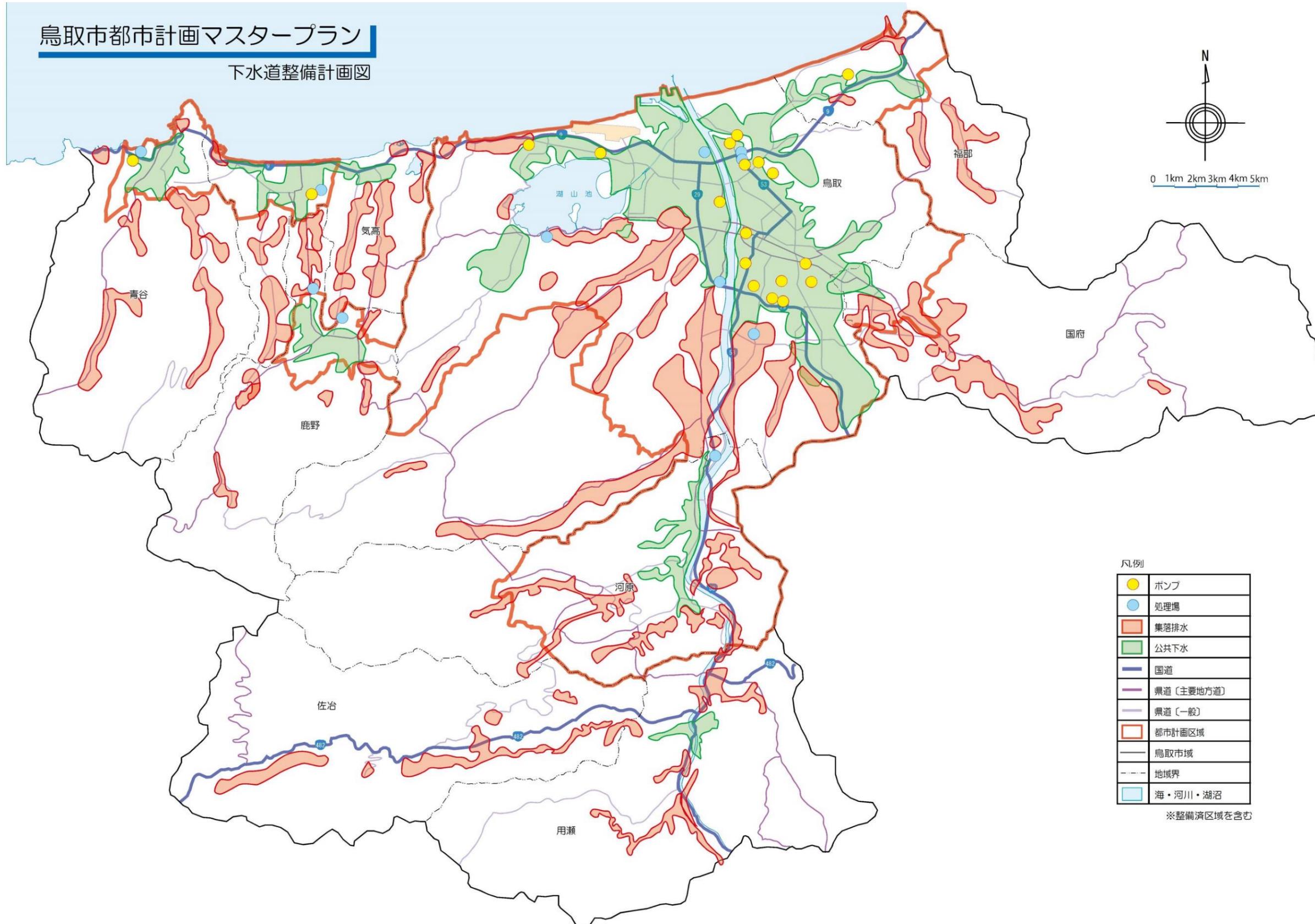


千代川

- 既に整備済みの河川については、河川計画との整合を図りながら、施設の機能維持を図ります。
- 湖山池では、「湖山池将来ビジョン」や「湖山池水質管理計画」に基づき、汽水湖化を進め、水質浄化対策に取り組みます。

鳥取市都市計画マスタープラン

下水道整備計画図



凡例

●	ポンプ
●	処理場
■	集落排水
■	公共下水
—	国道
—	県道〔主要地方道〕
—	県道〔一般〕
	都市計画区域
	鳥取市域
	地域界
■	海・河川・湖沼

※整備済区域を含む

4) その他の都市施設の整備方針

ア) 上水道

イ) ごみ処理施設など

ウ) 公共建築物

エ) 道路(橋梁・トンネルなど)

4) その他の都市施設の整備方針

ア) 上水道

- ・市民への安全で安定した上水の供給を図るため、水道施設の整備・拡充を進めるとともに、市民に様々な情報を提供します。
- ・安全な水道水を提供するため、浄水施設や各配水施設の整備、鉛製給水管更新事業を推進します。管路の更新にあたっては、長寿命な管種の採用や適切な点検補修などによる予防保全に取り組むこととし、優先順位のもとに計画的な更新を行います。



江山浄水場

- ・主要な配水池や水管橋の耐震診断を実施し、補強が必要なものは計画的に耐震補強工事を実施します。また、基幹管路については、管路更新(耐震化)計画に基づく更新を行い、今後も耐震化率の向上に努めていきます。
- ・災害に伴う施設や水道管破損などの事故が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行える体制を整備します。
- ・簡易水道事業統合計画に基づき、上水道事業と簡易水道事業の統合を実施します。また、統合に伴う維持管理業務を集約してコスト削減を行うとともに、老朽化した施設の更新、改良を実施します。
- ・簡易水道地域の統合に伴う給水エリア拡大も踏まえ、漏水調査を実施します。

- ・市民と行政の協働により、水道水源保全条例に基づく水道水源を保全する取り組みや、市報やホームページを活用した広報活動、水道水源上流域の市民一斉清掃などの啓発活動を推進します。

イ) ごみ処理施設など

- ・「ごみ処理広域化実施計画」に基づき、新たな可燃物処理施設の整備を推進します。
- ・既設の処理施設(可燃物・不燃物)については、適正な処理体制を維持します。

ウ) 公共建築物

- ・今後の人口減少や財政規模を踏まえ、公共サービスの維持・向上に努めながら、公共施設の効果的な更新、再配置を行い、施設の総量や生涯経費の縮減を図ります。また、公共施設の効果的な更新、再配置にあたっては、周辺環境に配慮した適正かつ有効な土地利用を図ります。
- ・修繕優先度判定の仕組みなどを構築・運用することによって、より効果的な修繕や適切な点検などを推進し、修繕費の抑制を図ります。
- ・計画的な施設更新や修繕などにより、修繕費の抑制や更新経費の年度間較差を平準化し、将来にわたり財政負担の軽減を図ります。

エ) 道路(橋梁・トンネルなど)

- ・定期点検・診断・措置・記録の一連のメンテナンスサイクルと、長寿命化修繕計画の実施により、計画的・効率的な維持管理を行います。
- ・公共施設のアセットマネジメント^{*}の考え方に基づき、公共インフラ^{*}の計画的・効率的な管理による低コストでの維持・補修などを推進します。



(4) 都市環境形成の方針

- 1) 環境にやさしいまちづくり
- 2) 自然とのふれあいの確保
- 3) 資源循環の促進
- 4) 水質汚濁の防止

環境と共生するまちづくりを目指し、美しい自然海岸、中国山地などの豊かな自然環境の保全や回復への取り組みを強化するとともに、土地利用、都市施設の整備などにおいて「鳥取市環境基本計画」を基本として、都市環境に配慮した以下の取り組みを重点的に推進します。

1) 環境にやさしいまちづくり

- ・「鳥取市スマートエネルギータウン構想」に基づき、バイオマス*・ガスコージェネレーション*などによる熱供給の展開、再生可能エネルギー導入、快適な住環境の構築、農業を融合させた事業モデルの構築、地域エネルギー会社による電源開発などによる事業展開などを通して、鳥取発の新たなエネルギーの地産地消モデルづくりを進めます。
- ・省エネルギーの推進に向けて、ノーマイカー通勤やエコドライブ、温暖化防止活動の情報提供や奨励・表彰制度の導入、環境負荷の少ない低公害車や低燃費車・省エネ家電の購入・サービス契約、農産物の地産地消による輸送エネルギー消費の抑制、カーシェアリングの普及などを促進します。また、エネルギー効率の高い住宅・施設整備の促進、ごみの減量・資源化・適正処理の推進、二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創出の促進、LED産業の育成・活性化の促進を図ります。
- ・環境NPOなどの市民団体による環境保全活動への支援を行うとともに、環境ビジネスの起業や人材育成に対する積極的な支援を行います。

2) 自然とのふれあいの確保

- ・「鳥取市緑の基本計画」に基づき、水辺の生態系に配慮した河川整備や親しみのある川づくり、天然記念物の保存、市民農園の開設などを推進します。
- ・自然とのふれあい機会の創出を図るため、市民活動団体や地元企業による森林整備への参加促進や、イベント・物販・体験を通じた市街地住民と中山間地域住民との交流促進、農産物生産の体験機会の設置、こどもエコクラブの支援などを推進します。

また、「とっとり因幡グリーンツーリズム*推進協議会」による一元的な情報発信と相互連携を進めることで、鳥取・因幡圏内のグリーンツーリズム*や農家漁家民泊開設を促進します。

3) 資源循環の促進

- ・ごみの発生・排出抑制を図るため、家庭における生ごみの堆肥化の普及促進やノーレジ袋の推進支援、事業者への一般廃棄物の排出抑制に向けた指導などを行うとともに、広報誌やホームページを活用したごみの発生・排出抑制の意識啓発を進めます。また、不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄監視員を中心とした適切な対応を進めます。
- ・資源循環を促進するため、生活用品のリユース・リサイクルの促進や、環境負荷の少ない製品の購入・利用の促進、集団資源回収事業の拡大、循環型農業の促進を図ります。また、リサイクルプラザやフリーマーケットなどの情報提供や、リサイクルを中心とした体験講習会の開催などにより、リサイクルに対する市民の意識向上を図ります。



4) 水質汚濁の防止

- ・水質浄化を推進するため、生活排水施設や下水道の整備を図るとともに、市民への学習会の開催などにより水質浄化の意識啓発を図ります。
- ・湖山池では、「湖山池将来ビジョン」や「湖山池水質管理計画」に基づき、汽水湖化を進め、水質浄化対策に取り組みます。また、河川空間では、水質を直接浄化するため、覆砂*や浚渫作業を行います。
- ・不適正な排水処理や水質汚濁を防止するため、工場・事業場などの排水の監視、適正な管理の指導を行うとともに、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進します。

(5) 都市景観形成の方針

- 1) 良好な自然景観の保全・育成
- 2) 歴史的資源を活かした景観形成
- 3) 良好な街なみ景観の維持・形成
- 4) 美しい公共空間の形成
- 5) その他

本市では、個性ある地域景観を保全・育成し、また地域を活性化させ、新たな魅力を生み出す都市環境の形成に向けて、「鳥取市景観計画」に基づき、景観形成の推進を図ります。

1) 良好な自然景観の保全・育成

- ・山のスカイラインや斜面緑地は保全に努めるとともに、周辺の建築物や工作物は森林や緑地との調和を促進します。
- ・海浜では、松林や松並木の適正な維持管理、侵食対策としての離岸堤などの計画的な整備を促進するとともに、建築物のセットバック※を促進し、魅力的な連続景観の形成に努めます。
- ・千代川や湖山池などの水辺では、親水空間の創出や沿岸の緑化・修景、自然河岸・プロムナード※の整備などにより、うるおいのある水辺景観の形成に努めます。

2) 歴史的資源を活かした景観形成

- ・歴史的たたずまいのある城下町の街なみや、歴史的・文化的建造物の保全を図るとともに、歴史的資源及びその周辺では、自然景観を保全し、落ち着きと風格のある歴史的環境の維持に努めます。また、これらの観光資源の有効活用やネットワーク化を推進し、個性的で魅力的な鳥取文化の創造に努めるとともに、文化交流、滞在型観光の展開を図ります。
- ・歴史的資源の改修・復元を促進し、魅力ある景観の再生に努めます。
- ・歴史的な街なみは、地域住民との協働により、現況の景観維持に努めるとともに、地域の顔づくりを図るため、地区計画制度の導入を検討します。

3) 良好な街なみ景観の維持・形成

- ・住宅地では、敷地内の植栽や生け垣の設置などの促進、建築物の高さや屋根形状・外壁・色彩などの統一を促進し、良好な街なみの形成を図ります。また、計画的に整備された住宅団地などでは、地区計画や緑化協定、建築協定などによる良好な街なみの維持・向上を促進します。
- ・商業地では、建築物・工作物や広告物などの規制・誘導、空き店舗や空き地の有効活用の促進、統一的なデザインによる歩道や広場の整備、街路樹の整備、電線類の地中化などの推進により、美しい景観形成に努めます。
- ・工業団地などの大規模な工業地では、建築物の形態・意匠・色彩などの適切な誘導と、敷地内の緑化などを促進し、良好な地域環境の創造に努めます。
- ・農山漁村では、屋敷林や水田の保全、荒廃地の再生・利活用、集落の屋根並みの一体感の保全などを促進し、良好な田園景観・漁村景観の維持・形成に努めます。



漁村の街なみ（気高町）

4)美しい公共空間の形成

- 幹線道路や市街地内の主要道路では、街路樹の導入を図るとともに、広告物やファサード※の統一、駐車場の修景などを促進し、一体感・連続感のある景観形成を図ります。
- 既存及び今後整備する公園・緑地では、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、都市の憩いの空間を創造します。
- 公共施設では、緑化の推進やオープンスペースの確保などにより、都市景観の向上に努めます。また、主要な公共施設では、周辺景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な景観づくりを進めます。
- 公共サインは、「鳥取市公共サインガイドライン」に基づき、周辺環境に配慮した整備を行うとともに、適切な維持管理を行います。



公共サイン

5)その他

- 市域全域である景観計画区域の中でも歴史・文化・自然などの特色が象徴的に現れている「久松山山系」「湖山池」「因幡白兔（白兔海岸を中心とした国道9号周辺の沿道海浜地域）」「鹿野城下町」を景観形成重点区域に指定し、重点的に景観形成に取り組みます。
- 歴史的または建築的に価値が高く、周辺地域の情景を特徴づける建造物や樹木については、景観重要建築物・景観重要樹木に指定し、維持・保全及び継承を図ります。
- フォーラムやワークショップの開催、広報誌やホームページの活用により、景観づくりの取り組みのPRや情報提供を行い、景観づくりに対する市民の意識高揚を図ります。



(6) 都市防災の方針

- 1) 災害に強い都市施設の整備
- 2) 地域防災力の向上
- 3) 交通安全対策の推進

風水害や震災などの自然災害による被害を未然に防止し、災害時の被害を軽減するため、適正な土地利用の規制・誘導や計画的な市街地の開発・整備を進め、災害に強いまちづくりを進めます。さらに、地域防災力の向上と安全・安心な地域社会を目指し、交通安全への取り組みを強化します。

1) 災害に強い都市施設の整備

- ・耐震性が不十分な公共施設や民間建築物について、耐震診断を促進するとともに、必要な耐震補強・改修または建て替えによる、安全性の確保に努めます。
- ・空き家など対策計画の策定を推進し、倒壊などのおそれがある空き家の削減及び抑制を図ります。
- ・河川改修、海岸の侵食防止対策などの治水事業を促進し、水害を未然に防止します。
- ・急傾斜地などの土砂災害の発生するおそれが高い区域について、急傾斜崩壊対策事業などの土砂災害対策を促進します。
- ・浸水多発地域については、雨水管の設置など浸水対策を進めます。
- ・公共施設や商業地、交通施設などの不特定多数の人々が集中する地域では、防火地域・準防火地域の指定を検討します。
- ・災害時の緊急輸送路の整備などを進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。

2) 地域防災力の向上

- ・国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針となる鳥取市版「強靱化地域計画」の策定を進めます。
- ・地域防災計画や災害対応マニュアルの再整備を図り、危機管理体制の充実を図ります。
- ・消火栓や防火水槽、消防ポンプ車及びポンプ車格納庫の計画的な整備を推進し、地域防災力の充実強化を図ります。
- ・学校や公園など災害時の避難場所となる施設を整備することにより、災害時の安全な避難場所を確保します。
- ・総合防災マップを作成し、その広報と普及を図ります。

- ・防災資機材や防災備蓄品の整備を進めるとともに、防災行政無線のデジタル化やCATV、市ホームページ、あんしんトリピーメール、コミュニティFMの活用により、災害時の情報伝達の充実を図るなど、地域の防災体制を確立します。
- ・自助・共助・公助による災害に強いまちづくりを目指し、災害ボランティアの組織化や防災訓練などの防災活動に積極的に参加・協力する市民の育成、行政・自主防災組織・住民の連携による活動体制の整備・充実、自主防災組織の活動支援や消防団活動の充実・強化を図ります。
- ・高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の支援体制を確立・強化します。
- ・市役所庁舎や総合支所庁舎は、災害時における防災拠点であり、耐震改修などの必要な整備を計画的に進めるとともに、防災関係機関との連携を強化するなど、防災体制の充実を図ります。
- ・他の自治体や民間企業などと災害時応援協定を締結し、災害発生時における円滑な応援体制の確立を図ります。



自主防災研修会

3) 交通安全対策の推進

- ・交通安全施策の総合的展開を図るため、「第10次鳥取市交通安全計画」の策定を推進するとともに、歩道や防護柵、道路標識、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。
- ・地域の交通安全指導者を育成するとともに、交通安全活動や学校教育などにより、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

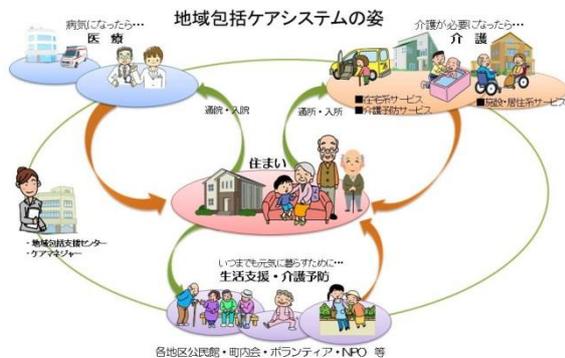
(7) 福祉のまちづくり方針

- 1) 安全で快適な生活環境づくり
- 2) 地域福祉力の向上

高齢化の進展により、高齢者や要介護者が今後ますます増加することが見込まれ、また、市民の健康増進ニーズが多様化していることから、これらに対応できる各種福祉サービスの充実を図り、生涯にわたり健康で住み良い暮らしが行える社会の実現を目指します。

1) 安全で快適な生活環境づくり

- バリアフリー新法や鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、公共建築物や交通施設、公園、道路、歩行者空間などにおいてバリアフリー化を推進するとともに、民間建築物のバリアフリー化を促進し、だれもが安全で快適に利用できる生活環境の形成を目指します。
- 高齢者などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防のサービスを地域ごとに一体的に提供する地域包括ケアシステム[※]の構築を図ります。

地域包括ケアシステム[※]

- 社会福祉協議会やボランティア、NPOなど地域の福祉を担う多様な主体との協力のもとで、地域福祉計画を策定し、総合的な地域福祉を推進します。また、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、在宅介護を支援するサービスの充実を図りながら、施設・居住系サービスの計画的な整備にも努めます。

- 安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるため、妊娠・出産・子育てなどを包括的に支援する各種子育てサービスの充実を図ります。



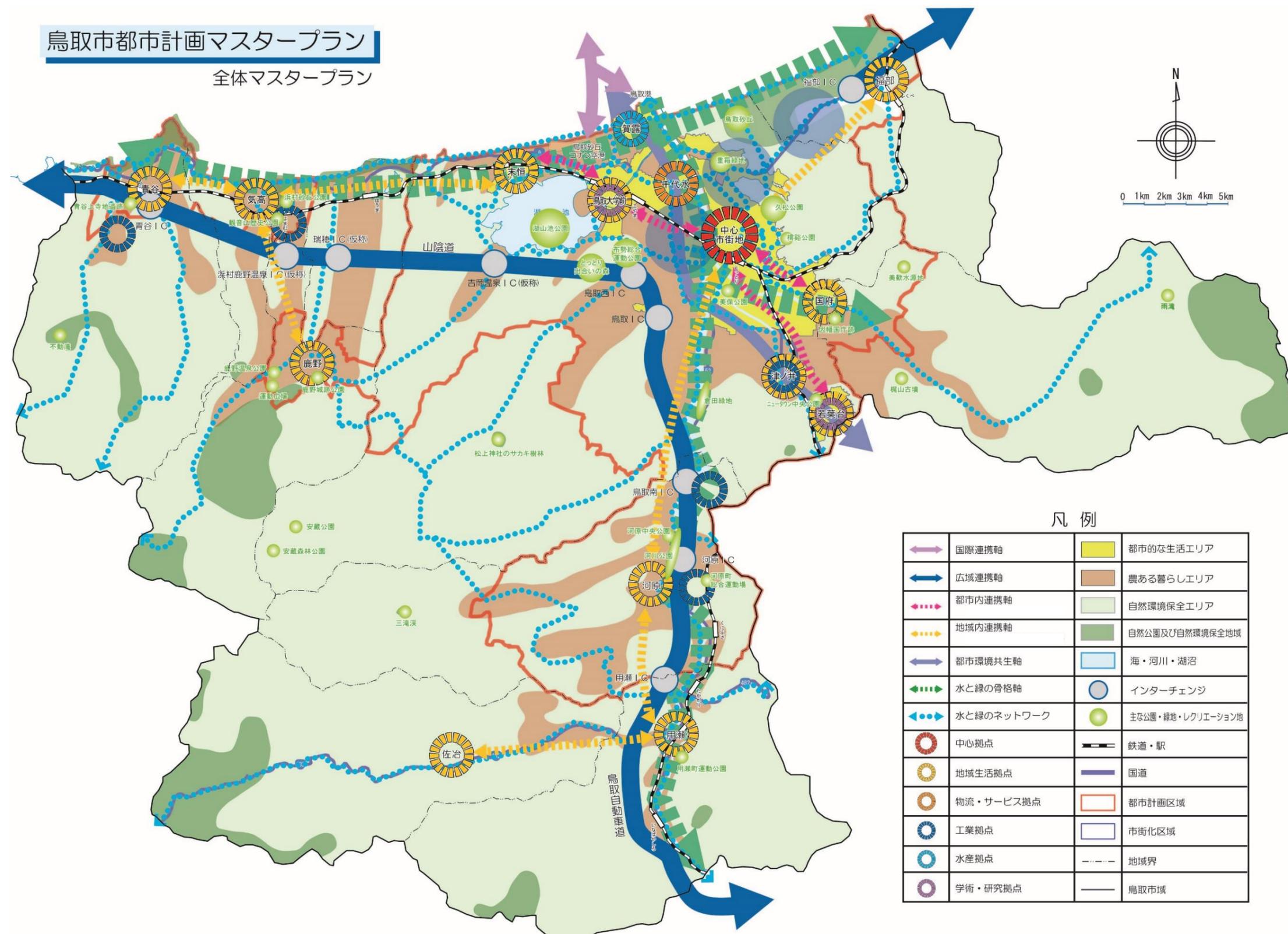
2) 地域福祉力の向上

- 中心拠点や地域生活拠点に適正規模の福祉施設を誘致することで、将来にわたり福祉環境が充実し、地域福祉力の高い地域社会を構築します。
- 各地区の相談体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉の関係機関が情報共有により連携を強化し、高齢者や障がい者が安心してサービスを利用できる支援体制を構築します。
- 高齢者の健康相談を実施するとともに、介護予防教室などを開催し、介護予防・認知症対策を推進します。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域内での福祉ネットワークの連携強化を図ります。
- 高齢者・障がい者のバス利用負担の軽減や、独居高齢者に対する買い物支援サービスなどを実施することにより、高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。



特定保健指導教室

7 全体マスタープラン



【参考資料】
用語集

用語集

■■■■■■■■■■ あ ■■■■■■■■■■

【アセットマネジメント】

道路や橋梁などの公共施設について、将来的な損傷・劣化などを事前に予測・把握し、定期的に維持管理することで施設を長持ちさせる考え方のこと。

【インフラ】

学校や病院、道路、橋梁、上下水道、電気、ガス、電話などを指し、生活や産業の基盤となる施設や設備のこと。

【エコツーリズム】

観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようとする考え方のこと。

■■■■■■■■■■ か ■■■■■■■■■■

【ガスコージェネレーション】

クリーンな天然ガスを用いて発電し、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などに無駄なく利用する省エネルギーのシステムのこと。

【既存ストック】

これまでに整備されてきた学校、病院、公園などの生活基盤になる施設や、建築物などのこと。

【グリーンツーリズム】

農山漁村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

【高次都市機能】

都市機能のうち、日常生活の圏域を超えた広域地域を対象とする多くの人々を対象にした、医療、商業、行政などあらゆる分野で質の高いサービスを提供する機能のこと。（総合病院、デパート、市役所本庁舎など）

【交通結節点】

鉄道やバスなどの交通機関の乗り換え・乗り継ぎが行われる場所のこと。（駅やバスターミナルなど）

【コミュニティバス】

公共交通が不便な地域の解消などを図るために、運行するバスのこと。

【多極ネットワーク型コンパクトシティ】

いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心拠点や地域生活拠点において、医療、福祉、商業の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

■■■■■■■■■■ さ ■■■■■■■■■■

【市街化区域】

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

【市街化調整区域】

市街化を抑制する区域のことで、この区域内では原則として宅地造成などの開発行為が制限されている。

【生活サービス機能】

都市機能のうち、人々が日常生活を送るうえで必要とされる医療、福祉、買い物などの機能のこと。（例えば、診療所、食品スーパーなど）

【セットバック】

建築物を後退させること。

■■■■■■■■■■ た ■■■■■■■■■■

【地域包括ケアシステム】

全ての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みづくりのこと。

【中核市】

都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の 1 つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

鳥取市都市計画マスタープラン

編集・発行／鳥取市 都市整備部 都市企画課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71

TEL : (0857) 30-8323

FAX : (0857) 20-3953

E-mail : tosikikaku@city.tottori.lg.jp